

全員協議会次第

令和元年8月22日
全員協議会室 10:00～

1. 開 会 (10:00)

齊藤事務局長

2. 挨拶

井田議長

3. 協議事項

- (1) 今後の政策検討会議のあり方について
(法政大学副学長・法学部教授 廣瀬克哉 氏)
- (2) 幼児教育・保育無償化について
- (3) スクールゾーンの見直しについて
- (4) 一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について
- (5) 第6次定員適正化計画について
- (6) 会計年度任用職員制度等について

4. 報告事項

- (1) 総務常任委員会
- (2) 議会広報広聴常任委員会
- (3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (16:16)

小松副議長

令和元年8月22日(木)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

法政大学 副学長	廣瀬克哉		
こども 支援課長	郡司道行	こども 支援課 も課 担 幹	平野健太郎
学校教 育課長	宇佐見宏一	学 校 教 育 課 主 担 幹	橋本和美
自 治 安 心 課 長	前田早苗	自 治 安 心 課 主 担 幹	長谷川明男
道 路 交 通 課 長	田中美徳	道 路 交 通 課 副 長	井上忠相
道 路 交 通 課 道 路 整 備 ・ 設 施 交 通 担 当 主 幹	若林崇幸	環 境 課 長	長谷川幸
環 境 課 副 長	荻野広明	環 境 課 環 境 対 策 担 当 主 幹	小川佳一
総 務 課 長	大野佐知夫	総 務 課 副 長	忠平訓

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊 藤 隆 男

事務局書記 山 田 亜矢子

事務局書記 小 林 忠 之

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催したいと思います。

（午前10時00分）

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、廣瀬先生におかれましては、本当にお忙しい中、この後お話をいただくのですけれども、政策検討会議の今後のあり方ということでお話をいただきます。本当にきょうはお忙しい中、お越しをいただきまして、ありがとうございます。

9月の定例会が8月30日開会をされます。そういったお忙しい中にもかかわらず、こういった大勢の方にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。天候も幾分涼しくなったとはいえ、まだまだ暑い日が続きます。本当に皆様方におかれましては、お体に十分ご留意をしていただいて、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいと思っております。本当に天候が不順で、豪雨等の災害も心配される中ではございますけれども、三芳町においてはそういったことがないように心から願っているところでございます。

本日も午前中は先生のお話を聞いて、午後はまた協議事項ということになって、本当に長い一日となるかと思っておりますけれども、皆様方の最後までのご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

◎今後の政策検討会議のあり方について

（法政大学副学長・法学部教授 廣瀬克哉 氏）

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思っております。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移りたいと思っております。

本日の協議事項が皆さんに案内をしたときには、2番の小中学校のトイレ改修計画についてという協議事項が入っていたと思っておりますけれども、これは事情により取り下げとなりましたので、ご承知おきいただきたいと思っております。

また、きょうの流れを申し上げますと、午前中については廣瀬先生に今後の政策検討会議のあり方についてということでお話をいただきます。その後、昼食を挟んで協議事項5件あるわけでありましてけれども、そのような形で本日は進めさせていただきたいと思っております。

それでは、協議事項に移りたいと思っております。

まず初めに、協議事項1、今後の政策検討会議のあり方についてということで進めさせていただきます。

三芳町議会においては、これまで開かれた議会を目指して、いろいろな議会改革を進めてまいりました。その中で、政策立案機能を強化することを目的に、北海道の芽室町議会であるとか、長野県の飯綱町議会を視察をして、政策サポーター制度や政策形成サイクルについて視察をさせていただきました。そういった視察を重ねて、平成29年3月に町民とともに政策提言を実現する政策検討サイクルを稼働させるため、政策検討会議及び政策サポーター会議を設置をさせていただきました。これは、町民の福祉向上のためには、町民の声を町政に反映をして、議会と町民が協働しながら町の課題解決に取り組むことが重要である。そして、それは単なる要望ではなくて、町全体を捉えた提言として執行側に伝えていくことが大切であるという考えのもとに稼働させていただきました。

昨年と一昨年については、皆さんもご承知おきのことと思いますけれども、また前回、前々回と全員協議会の中でこれまでの経緯や、その政策提言の意義についても説明をさせていただいたところでございます。また、今後三芳町議会としても、さらにそういった政策立案機能というものも高めていかなければならないということも考えておりますので、本日は今後の政策検討会議のあり方についてということで、廣瀬先生にさまざまな面からご教示いただいて、今後の進め方の参考にさせていただければと思っておりますので、それでは早速でございますけれども、廣瀬先生よりご講演といえますか、お話をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） 皆さん、おはようございます。この2年、政策形成のサイクルについてアドバイザーとしてかかわらせていただけてきました。その2年を振り返りながら、これからの4年間というか、3年半といえますか、この期の議会におけるあり方について伺いたいことということで、きょうも配付されておりますけれども、この5点事前にいただいておりましたので、それに沿ってきょうは話をさせていただきます。では、座らせていただいて、失礼いたします。

今、議長から芽室町議会であるとか、飯綱町議会などの視察先の事例のご紹介、言及もありました。さらにさかのぼると、議会の政策提言あるいは政策形成を議会が住民の意見を起点に行うということが本格的に議会の改革の柱として取り込まれるようになったパイオニア的な存在というのは、会津若松の市議会であったかなと思います。2008年に、ですからもう10年以上前になります。2008年に議会基本条例を制定し、それに基づいて市民との意見交換会が行われたわけですが、その段階でさまざまな市政の課題がいろいろあった。特に合併をした自治体ということもあって、合併をする、されたという言い方は変ですけども、旧会津若松市以外のところから合併して新たに会津若松市になったエリアにおいては、自分たちの声が新しい市の中心部になかなか届いていないという思いもあったのかと思います。地区ごとのさまざまな課題、問題点などが山ほど出てきた。ただ、何百項目と列挙すればあるけれども、個別に行政にちゃんと伝えればいいものも決して少なくはないし、さらに言えば一旦耳を傾ける、言いかえれば聞きおくというだけでも、聞いてあげるということだけでも、一定の解決になるというか、それ以上のことはなかなか自治体や議会として取り組むというものではないというものも出てくると。

ただ、その中でやはり政策課題として取り上げるべきであり、もう一つはそのままにしておく恐らく行政は積極的には腰を上げないだろうと思われる課題というものが見えてきたと。行政は事務事業、既存の制度、組織に基づいて動いていきますから、そこにぴったりと当てはまりにくいものについて、行政の中でこの問題はうちの課題だというふうに捉える部署がどこにもないようなものであるとか、首長の関心が相対的

にというか、かなり薄いものであるとか、そういったことについては議会が乗り出さないと、なかなか解決には向かっていかないだろうと。もう一つは、行政が例えば総合計画の主要な事業の中に上げて、それで既に取り組んでいるようなもののところに割り込んでいったとしても、大きな組織を擁して、そして制度に関する知識も十分あり、財政権を持っている行政の側に議会の側から何かそれを変えるというのはそう簡単なことではないので、議会が乗り出すことによって、動かない行政が見落としていたり、意識的に避けている課題を自治体として責任を持って解決できるものは何だろうかということに論点を絞って行って、これを政策討論会議と言いましたかね、たしか。政策討論会だったかな。政策討論会という名称の会議体で取り組みを始めました。

これがおもしろいのですが、実は議会基本条例の中にそういうものを置くということを取りあえず政策提言も大事だからという、恐らくまずは概念的な認識で、そういう組織を置いたほうがいいだろうということで置かれたのだと思います。それで取り組みを始めたところ、すぐに出てきたのは、この政策討論会議と常任委員会の関係はどうなのだと。常任委員会は議案を審査すると同時に、当然ながら所管事務の調査という権限を持っていて、議案が出てくる前の段階から、その常任委員会の所管事項について、市政の課題について調査をしたり、必要があれば提言をしたりということは、常任委員会の機能として持っているわけであり。その常任委員会が存在するにもかかわらず、ある常任委員会の所管事項に係る政策提言を別の条例に基づく会議体がやっていると、この関係性の整理ということに迫られながら、最終的には議案の審査をするときに常任委員会として会議を開き、委員会条例や会議規則に基づいた議事進行で行っていく。

他方で、政策提言をするときに議案審査のときに委員会の会議規則に基づいて議論をする、あの手順で一々やっていると、いろいろとスムーズにいかないと言ってしまうかもしれませんが、やや窮屈な面があるということで、もっと自由に議員間でいろいろ議論をしながら政策提言を練り上げていこうと思ったときには、政策討論会議かな、政策討論会という名称の会議体でやったほうがやりやすい。だけれども、この2つは同じメンバーシップでやると。つまり常任委員会は議案審査をするときの正式の委員会条例に基づいた会議体として開催するときの顔と、同じメンバーだけれども、その所管事項について市民からのいろんな意見、要望があったのを踏まえて、政策提言を練っていくときの自由に議論をするための会議体としての名称と、2つの看板を持っていて、政策提言をつくっていくときには政策討論会、政策の議案の審査をするときには委員会という2つの会議体名称を使い分けながら、同じ議員集団が会津若松の場合には2年ごとでメンバーシップは変わっていくというふうに理解しておりますけれども、その2年間ごとにその委員会の構成で検討していくということが数年かけて定着をして現在に至っているということです。

こういうその政策提言をそもそも始めたのは何であったかということなのですけども、まずは議会に議案として上がってきて、いろいろ議会で議論をして、論点が明らかになって、今、市政の課題はこうですと、こういうことが問題あるいは課題になっていて、こう考えればこちらの道をとるべきだし、別な考えをとればこちらの道をとるべきであって、それを議論した結果として、こういうふうな結論に至りましたということをも市民との意見交換会でまず議会活動の報告としてすると。それに関連することであっても、そうでないことであっても、自由に市民から意見や要望などがあれば提言をしてもらおうと、こういうことをやり始めると、議会の側が想定して準備をしていった市政の課題、議決をした内容、今の、この間の議会で課題になった論点と、こういったことの枠の外側に政策課題がたくさん市民の間に潜在的に存在していることに気づか

される。かつそれを吟味していくと、そのままただ聞いているだけだと行政も動かないだろうし、聞いたのに動かないというのは議会として怠慢ではないかという観点から、その中で政策課題として取り上げるべきことについては、政策の提言を議会がイニシアチブをとるということに進んでいかれたわけです。

その当時、主に取り上げられた政策の課題、これについて議会が政策提言をしようと思って取り上げられた項目というのは、振り返って会津若松市議会自体が議会改革に関する本をこれまで2冊出されていますが、そこで書かれている言葉では、政策の中でもニッチ、すき間というのでしょうか、マーケティングの用語だと思いますけれども、主要なメーカーが大量に売り上げが期待できるようなメーンの製品ライン、商品ラインがある。ただ、既存の大手が取り上げていないけれども、潜在的にはそこにもニーズがあるというのが見えたとき、小さいマーケットかもしれないけれども、そこに注目をして商品開発をしていくと、こういうようなマーケティング用語ですけれども、政策についても同様のものがある。行政がなかなか自然体では乗り出していない大きな政策マーケットではないところに議会として取り上げることによって初めて実現できる政策というものがあるのではないかと、それによって初めて市民に課題解決を提供できるというものがあるのではないかと、それをしかも市民との意見交換会で議会全体として一旦聞き取っていますから、聞き取っているのに、それに対して放置したまま何も対応しないというのは議会のあり方として、やはり責任を果たしたとは言えない。こういう考え方で政策的なニッチ、小さいすき間的な政策かもしれないけれども、そのまま放置したら課題が解決されないようなものを議会のイニシアチブで解決しようと、そういうところから始まっていきました。

ただ、だんだんそれを重ねていくうちに、町のまちづくりの骨格みたいなものところでもやはり議論すべき論点はあるというふうに展開をしていきました、やがては次の総合計画の主要な柱にはこういうものを入れていくべきだということに関する政策提言を行ったりというふうにも発展していったわけですが、まずは議会が取り組まなくても、一定の解決がなされるであろうこと、そしてその解決に細かく見ていけば、いろんな課題であるとか、問題点が残るかもしれないけれども、そうなることには1つは財政や組織の問題など、やむを得ない側面もあって、予算編成権を持っていない、また行政組織自体を動かす権限を持たない議会が乗り出したとしても、行政がみずから動くことに対して大きな貢献ができるとは限らないことについては、主として行政に取り組みを促しながら、その取り組みの方向性やあり方について議会からチェックを入れて提言をしていくというあり方のほうが効率的だし、効果的だと。それに対して、さっき上げましたニッチのようなものについてはむしろ議会側からイニシアチブをとって動いていくことが効果的。そういう議会がイニシアチブをとったほうが効果的に動くものがあるからこそ、議会は市民に対して、住民に対して政策提言を通して地域の課題の解決に貢献していくということが求められると、そういう考え方で地方議会の政策提言の強化というものが幾つかの議会で始まり、徐々にそういうことの重要性、もう一つはそれを通してある意味初めて、初めてという言い方は語弊があるかもしれませんが、長年の間現在の地方自治の制度に住民の方々もなれて、もう一つは高度成長期、政策そのものがどんどん拡大発展していく時期、自治体の機能そのものが昭和20年代には自治体でやらなかった、できなかったことが30年代半ばぐらいから始まったもの、例えば農村地域での一般ごみの収集事業ですよ。どんな地域でも自治体が一般ごみの収集、家庭の一般ごみの収集をしないということは現在では考えにくいわけですが、昭和20年代末、30年代初頭ぐらいまではむしろ市街化した区域では一般ごみの収集もしなければ暮らしが成り立たないけれども、今の

ようなプラスチックごみがいっぱいの時期でもありませんから、農村地区ではもう自前で処理ができてしまうわけです。だから、そういうところには公共サービスとしてのごみ処理も要らなかった時期がある。ただ、そのころの議事録を読みますと、最初はまず一般質問でこれを市域全体に広げるべきではないかというような議論が出てきて、ただそうはいつでも組織体制や財政的にも難しいみたいな答弁があったりする時期を経て、ただ高度成長期に入るところになってくると、もういや、それらに向けて計画的にこういうふうに取り組んでいくということで、昭和30年代半ばぐらいには多くの自治体で徐々にそれが実現されていた。

こういうときには、例えば一般質問を起点に、政策の拡大というか、強化というものが展開されていって、それを促していったり、その方向性について一定の提起をすることによって、議会が役割を果たしていく。そして、その中でいずれは行政が本格的に乗り出して課題を解決していく。経済成長もあるし、今と違ってインフレもありましたから、名目の財政力でいうと、総合計画に当てはめて言うと、5年ごとに財源フレームが倍増していくというような感覚でもありました。そういうときに新しい政策を拡充していくというときと、これからの自治体における政策の新しい課題と、それへの取り組みというのは、少し趣旨が、趣旨というか、あり方は違ってきていて、大きなものを新たに作り出して動かしていく。つまり大きな予算をつけたり、組織を大きく新たに設けて、それを通して何かを実現していくという種類のものは徐々にこれからも皆無ではないでしょうけれども、極めて恐らくまれになっていく。

ただ、既存の組織を少しずつ新たに出てくる政策課題に向けて修正を重ねながら新しい課題に取り組んでいくということを自治体が求められてくる時期に、行政というのは既存の組織や既存の予算や事務事業の枠組みというものを前提に、その徐々に微修正をする中で調整をしていくという動き方が行政には向いているというよりも、それがいわば宿命的な存在なわけですね。

それに対して、議会というのは機動力があるといいますか、政治の機関ですから、事務事業や組織、制度にとらわれる以前に、生の課題に向き合うところに議会の特性があって、そのアンテナを通してつかんできた政策課題について、行政の動き方の自然体な動き方に任せるのではなくて、議会が関与することで、よりよい解決策を促していけるというものが、現在あるいは近い将来の政策課題の中にはそういうものがたくさん含まれている、潜在しているのではないかと思います。それをもうこれ以上待てない状況まで課題が追い詰められたところで一気に浮上して、何らかのきっかけで世間が注目せざるを得ないような何らかの事件、事故みたいなものが起こって、それで一気に動くというのを待つのではなくて、潜在している段階から、議会が持っている生の住民生活との接点、アンテナ、こういったものを活用して、行政が気づいて、やや後手で動き出すよりも、先にイニシアチブをとって動くことのメリットというのは、住民にとっていろいろと想定されるわけです。こういうものを丁寧に拾っていくことが大事なのではないかと。

ただ、そうなりますと、議会が行政から情報をとって、データを獲得して分析して、議会、議員の視点で分析をして、ここに課題があると、行政対応できていないではないかというスタイルだけではなくて、むしろ地域内の住民生活の生の情報をどうやって敏感に察知するか。特にそれを住民当事者の方は自分の生活課題、自分の問題として捉えていらっしゃるわけですがけれども、議会が自治体の政策として捉えるときには、これを政策の目といいますか、自治体政策としては、ここの部分はこれは申しわけないけれども、やはり個人生活のプライベートな問題、ただここについては、多くの人に共有された問題でもあるし、潜在的には同じ課題に近い将来に直面していくであろう人はもっとふえていくことは想定されるから、それを政策のレン

ズを通して課題をもう一度位置づけ直して、議会として政策提言等につなげるという種類のものになっていくと思います。であるならば、町民参加の手法はさまざまだと思いますけれども、行政とのやりとりを主軸とするというよりも、町民参加を主軸としながら、今申し上げたような新しい政策の課題にどういうふうに取り組んでいくかということは問われてくると。そういう意味で、議会としての政策提言に取り組むことの必要性というのはあるのではないかというふうに私自身は認識をしています。

ただ、芽室町であるとか、あるいは飯綱町であるとか、どちらもやはり三芳町と比較をすると、財政的な条件、人口減少の現状、高齢化の人口の比率の課題、こういったものについては総体的な比較として言えば、より切実な政策課題に日々の住民生活の中でも直面されている。他方で、飯綱町について言えば、行かれればわかることなのですが、長野県にある人口これぐらいの小さな中山間地の町という情報だけで想像するよりも、もっと実は県の県庁所在地、長野市に近い町なわけです。長野市で仕事をしている方もいらっしゃるわけです。つまり小さな中山間地の高齢化、人口減少が進む町であると同時に、長野市の政策水準を参照する住民が住んでいると。これは、ですから持っている資源と、それから課題として住民が認識することのギャップというものがどうしても生じやすい。そのことについて長野市のように残念ながら資源はない。けれども、長野市より厳しいいろんな条件も背負わされている。その中でどうやってこの町を存続させ、その町での生活の質を守っていくかということについては、役場や議員がどれだけ頑張っても、それだけでは済まないというか、その厳しい条件の認識も含めて住民と共有をしていかないと、一緒に課題解決に乗り出していけないというような、そういう条件のもとに置かれたところで政策サポーターを議会として委嘱をして、公募だけではなく、特に既にリタイアされましたけれども、前の議長さんはこの人は力になるといった人に個別に声かけをしてサポーターになっていただくというようなことを通して、議会としての政策提言を進めていくということが行われました。

それとの対比でいうと、三芳町の場合には東京郊外に位置をしていて、恐らく全国の町村の中でも他の地域の町村の方からは、これだけ恵まれていたら言うことないよねというふうに、もちろんそこに住んでいればそんなことはなくて、さまざまな課題もあるし、周囲に10万都市、20万都市、30万都市というようなものが並んでいる中で、町村であっても同じ政策水準は期待されるしというような中では、やはり課題がもちろんあるわけですがけれども、住民の方のその意味でいうと、危機意識あるいは隣の大きな町に対する羨望の強さ、こういったものにおいても、さほどの焦燥感は恐らくないのだろうと感じております。割と埼玉県西南部の同じような地域性のところで、それほど私の住んでいる所沢も含めて、住民感覚の中で自治体がこれまでどおりではやっていけないのではないかという危機感は大変薄くて、とにかく自治体に任せているから、しっかりやってくればよいと、そういう感じがどうしてもあって、その中では今挙げたようなところのように、住民の方から何か焦燥感とか、羨望に基づいて何でうちではこれができないのかというような意見、要望は議会報告会を行われたとしても、そんなにいっぱい恐らく出てこないのだと思うのですね。

そこでは、こういう条件の自治体のほうがある意味難しいということなのかと思いますけれども、住民が明確には認識するには至っていない潜在的な課題を住民との対話の中でどうやって発見していくかということも磨いていかないと、恐らくああ、ここが三芳町として次の課題だけれども、行政も住民もまだ十分には明確には課題として認識できていなくて、それへの取り組みは残念ながら動きは鈍くて、結果的にはおくれをとるかもしれない。ほかの自治体におくれをとるというよりも、三芳町における課題の進展というか、深

刻化とか、そういうことに対して対策がおくれをとるかもしれないというものをどうやって見出していくかということが問われるのだろうかというふうに思っております。さて、少し長くなりましたけれども、1つ目のポイントがそういう感じかなと思っております。

2つ目は、2年間実施した内容に対する見解ということなのですが、政策サイクル2年間、1年1テーマということで2テーマ取り上げられました。そして、前期の政策検討会議、副議長、常任委員会の委員長、それから議運の委員長という構成で政策検討会議を設置されておられまして、そこで常任委員長と議運の委員長さんが入っておられましたから、それぞれの委員会の中からこういうテーマが重要なのではないかとということを出していただいて、その中からテーマを選定して行って、1年1テーマのペースで2つ提言を出されました。率直な印象ですが、やはり1年、特に2年目について言うと、改選期を控えておりましたから、実質1年なかったわけですね。やはりかなり忙しかった。熱心に取り組まれましたけれども、もう少し時間をかけて掘り下げればできたことを、締め切りがあるからできにくかった部分は否定できないものがあるのではないかなというふうに思います。多くの議会で、例えば飯綱町の人口減少、過疎化が進む町のまちづくりのあり方についての提言であるとか、あるいは会津若松市が取り上げていったさまざまな提言などを見ると、2年くらいをかけているものも少なくないわけです。サポートをしていただく住民の方も含めて、課題について事実に基づく認識をした上で、ならばどんな解決策があるのだろうか。自分たちのところではまだ解決策を実施していない、取り組んでいないものについて提案をしていくわけですから、別な町で既に何らかの取り組みがある、試みをしているというところがあれば、それを視察に行ってみるとか、そういうことを通して自分たちの政策を取りまとめていくということを考えると、1年で1テーマというサイクルは、やはり忙しかったのではないだろうかというのが正直な印象であります。

もう一つは、常任委員長さんと議運の委員長さんが入っておられますから、議会のあり方と、それから各所管事項についての委員会からの発議といいますか、委員会からのテーマの提案という意味ではつながっているのですが、議会全体としていわば議会の中の役職者が取り組む体制というような構成に実態としてはなっております。そのことが持っている、例えば常任委員会の日常的な活動と政策提言のつながりというのは、少し見えにくかったのではないだろうか。先ほど冒頭にご紹介したような会津若松市議会で政策討論会の分科会と各常任委員会のメンバーシップが一致している。それから、議会に関する提言事項については、先ほど言い漏らしましたがけれども、実は分科会のうちの一つは、常任委員会ではなくて、議運のメンバーと一致をさせたメンバーのものもあります。こういったところで検討していくというやり方をすると、既存の常任委員会と、それから政策討論、政策検討している場というものがいわば離れることなく運営していくことができます。そういうやり方に対比をすると、少し課題を残していたかなという印象もありました。

既にことしの3月の前期の終わりのところで、会議規則の中で政策検討会議のメンバーシップについては、修正を行われているということですので、きょうの資料のこの裏側にもついておりますけれども、それは一定既に反映はされているということかと思いますが、やはり常任委員会や議運とのつながりについては少し検討の余地があったのではないかと。それから、2年という、2年というか、2年の間に2テーマというペースについても、これはテーマによりけりだとは思いますが、もう少し長くかけるということを含めて検討の余地があるのではないかと思います。

それから、3つ目、提言した内容の検証方法についてということですが、ここ2年というのは、前期議会

の任期4年の後半2年間で2テーマについて提言をされました。行政というのも当然ながら、予算を前年度に編成をして、その予算に基づいて仕事をしていく組織ですから、予算編成のサイクルに間に合うような提言であれば別ですけれども、そうでないタイミングで出てきたものについては、提言が出てきても、翌々年度ぐらいにならないと、早くても具体化はなかなか難しい。補正を組んですぐ機動的に動くというものもないわけではないでしょうけれども、本格的に構えてということになると、最長でそれぐらいはかかります。ですので、前期に提言をされたことについてのその後どうなっているか。その取り組みについて議会として点検をして、ここに課題がまだ残っているというか、まだ十分ではないのではないかとか、そういうことに気づいた点について行政にフィードバックをしながら、提言した趣旨についてどうやって実現していくかということフォローアップしていくのは、むしろこれからの時期であろうかと思えます。

前期に2本の提言を出しておりますから、これは任期がかわって、議員構成も新たになっているわけですが、議会という機関としては、一貫した一つの組織、継続をしているわけです。町の行政が例えば町長がかわったとしても、前の町長がやったことですから、これはもう契約も破棄しますというようなことはあり得ないように、組織としての継続性も前提にこれまで議会が機関として動いてきたことに対してはフォローアップをしていく。前期議会の提言の中に、取り組んでみたら足りないところがあったとか、無理な面があったということに気づくことも、もちろん政策というのは事前に提言していますから、やり始めてみると課題が見つかることというのはむしろ普通なわけで、その必要な修正があれば、その修正も含めてこれは継続して今期の議会が取り組んでいくべき課題ではないかと思えます。

既に提言はなされていますから、これについて提言を議会という機関として、提言のやりっ放しで、あとはもう忘れましてということで終えてしまうのか、いや、前期の前の任期の議員たちがやったことではあるけれども、議会として責任を持って提言をした以上は、それがその後どうなったかということは、きっちりとフォローアップしていきますよと、こういう体制をとるということは、まずこの任期の第1の課題なのかなというふうに思っております。

提言については、例えば課題によってうまく常任委員会のくくりにおさまる場合と、両方にまたがっておさまりにくい場合があるかと思えますけれども、やはり常任委員会所管事務調査という権限を持っていますから、常任委員会の所管事務の中で、これを継続的にフォローしていく。最低年に1回は既に行った提言について行政から報告を求めるような場を設けて、それに対して当然質疑なども行われた上で、委員会としての一定のタイミングでの報告を本会議にまとめて報告をされる、こういったようなことがあるのではないかと思います。

タイミング的には、提言がなされてから、2本なされていますから、提言がなされたタイミングも1年ずれているわけですが、例えば提言後、2年後には一旦所管の常任委員会からその後のフォローアップについて報告を本会議に上げる、こういったようなことをまずは申し合わせ等で、こういうタイミングでこういうふうに行う。2年後の点検の状況によって、この後、後は任せておけばいいということもあるでしょうし、ちょっと全然動いていないから、1年後にもう一回ちゃんと報告してくださいというふうにすることが必要な場合もあると思えます。こういったことを含めて、その後、提言後2年目の節目で一度進捗状況を点検をして、それに対する評価をまとめ、必要があれば、それに対してさらにこういう点を留意してほしいとか、何らかの提言をつけ加えるというようなことをした上で、その後のフォローアップについ

ては課題の進捗状況によって、その段階で本会議で確認をしていく、そんなやり方が求められるのではないかなと思います。

議会全体としての取り組みにするという観点では、まずは検証結果の報告を本会議に委員会所管事務調査の結果として、委員会から責任を持って本会議に報告をいただいて、それに対して今後の行政の取り組みについて、いわば決議のような形で議会として見解を確認をしていく。議会としてはその委員会の報告を受けて、本会議の決議として議会としてはこの取り組み状況をこのように受けとめて、ここに課題があるということを確認したというようなことについて、決議にまとめておくというのは効果的だと思いますし、これは本会議が議決をすることなので、議会全体としてそのフォローアップの結果と、それ以降の取り組み、実現方法について一定のコミットメントをするということになります。

これは、議会の政策提言に対する事柄として、そういうやり方をやっていくのがいいのではないかということによって提案申し上げますけれども、幾つかの議会では決算審査のときに気がついたいろいろな課題について、最終的には決算の認定に加えて、本会議でもって決議を上げる。その決議の中で少なくとも、遅くとも次年度の、次年度といえますか、決算からすると2年後の予算ということになりますが、決算の時期というのがちょうど翌年度の予算編成が始まっていく時期ですから、次の年の3月議会に出てくるときには、決議を上げるから、これらの課題についてどのように次の年の予算において対応をとったかということをおわせて報告をするように求めるというような形で、決算審査と予算審議をつなげていくような取り組みをしている議会がありまして、その際に委員長報告の中でいろいろ課題を指摘するということがどこでも行われているわけですが、本会議で決議をすることによって、いわば行政に対してこの決議ですよという形で、形にまとめることと、本会議が議決をしているということの重みを持って行政に提言を出していくということの効果というのがあるようです。

そういう観点でいくと、議会の政策提言を提言をしたままにしないで、フォローアップを責任を持ってやるということであれば、所管事務調査は委員会が責任を持って行い、その委員会の報告を本会議が議会全体として聞き、本会議として確認された今後の取り組みについての注文などがあれば、それを決議に上げる。こういうことを通して議会全体がフォローアップしていく体制をつくるということがまず第一なのではないかなと思います。

その上で、今後の政策提言への取り組み方についてですけれども、1つはこの春に改選をされた議会の任期は4年弱、3年半プラスアルファという時期になりますけれども、その残り任期の間にどういうタイミングで、どんな取り組みを議会としてしていくことが必要だろうかということ、今申し上げたことで言うと、来年に向けて政策提言の1つ目についてのフォローアップがあり、もう一年後のタイミングに向けて政策提言の2つ目についてのフォローアップがあるとか、それからこの政策提言と直接はかかわりませんが、例えば3年に1回介護保険の事業計画も更新されていくし、大物のいろいろな行政計画のサイクルがあって、その審査とか、検討をしなければいけない時期というのが必ず出てきます。総合計画についても同様です。

こういったようなことで、議会の任期4年間というのは、毎年同じことの4回の単純な繰り返しではなくて、政策テーマに関連して、この年度にはこういうことがあるねというのが既に行政の側の事業のサイクル、計画のサイクルなどを通して決まっていることもございます。そうすると後手に回らないためには、それをあらかじめこの任期の末までを見通すと、このタイミングでこれが全協に説明が出てくるころだとか、ある

いは議決事件についてであれば、このころに議案が上がってくる。とすると議案が上がってから取り組むのでは遅いので、その手前の段階で委員会の所管事務でどういうふうにもんでおく必要があるとか、あるいは他の自治体の取り組みについて、テーマ的な委員会での視察の取り組みだとか、そういったようなことをやっておくべき時期がどこか、こういった課題を確認をしていく中で、先ほど冒頭に申し上げたような、これからの政策課題について議会として住民生活を起点に課題を発掘する作業をやる時間がどこに設けられるべきで、そこで確認されたもののうち、この任期のうちに取り組むべきものについては、これぐらいの時間をかけてこの時期に政策提言を検討できるのではないかと。今の段階ではまだテーマはもちろん定まっていないのだと理解しておりますけれども、むしろテーマを発掘する作業といいますか、テーマを顕在化させていく作業をどのタイミングでやるかと、これを任期の終わりの1年間でやるということはないわけ、ないというか、そこでも何らかのことに気づけば行っていかなければいけない場合があるかもしれませんが、任期の最初の1年目である今の時期であれば、やはりこの任期で取り組むべきテーマを顕在化させるための取り組みをする時期から始まって、後半に入ってくると、それを具体的に形にしていく。行政に任せるよりも、議会がイニシアチブをとったほうが早く進むであろうとか、効果的に行政のいわば既存の制度の枠にとらわれずに、自由に有効な政策提言ができるであろうというものについて、例えば3年目、4年目では集中的に取り上げていこうとか、こういう一定の日程表みたいなものを共有をしていくということから始めていく必要があるのではないかと思います。こういう取り組みをこの任期4年間の間にはやっていこうという課題を議会全体で共有した上で、テーマが具体的に出てくれば、このテーマだからこの委員会のメンバーで取り組むのがいいのではないかとということで、会津若松方式のような、常任委員会と重ねたメンバーシップで政策検討会議の分科会を設置して、そこで取り組んでいくというようなことも可能ではないかと思います。

それから、議会の政策立案機能を高めていくための方法ということでもありますけれども、政策サポーターとして、緑の政策に取り組まれたときには、そのテーマについて既に活動をされている皆さんに協力をいただいたわけです。こういうように町の中にはいろいろな課題について既に関心を持って取り組んでおられる住民の方あるいは住民票を持った住民の方でなくても、在勤の方とか、在学の人で、その関連で町内で何らかの活動をされている方、こういった人たちがいらっしゃいます。

もう一つは、近隣自治体も含めて、あるいは県を含めて自治体職員の三芳町以外の職員の方であれば、別に現職の方でもいいのかもしれませんが。それから、三芳町の方であれば、現在執行機関の職員である方が議会の政策提言に町民として参加をするというのは、規則的に別に排除されるわけではないのですけれども、ちょっと違うかなという感もありますので、それでもそういう方を除いたとしても、実は行政知識や制度についての知識あるいは東京近郊の特性でいえば、もっと言うと東京都庁だったり、霞が関の方もいらっしゃるのですよね。そういう人たちを発掘して、チーム議会としての政策の知恵袋になっていただけませんかという関係性を培っておくということは、いざというときに大変戦力になると思います。やや失礼に聞こえるかもしれませんが、選挙で選ばれる住民の代表というのは、政策の知識や専門性ということだけで選ばれていらっしゃるわけではない。むしろここで暮らしている住民のいわば縮図としての議会をつくるために、私はこの人がふさわしいと思う人に投票して、それで選ばれてこられていますから、一旦選ばれた以上、政策の勉強もしていただいて、私政策には素人ですからとっていただいても困るわけですが、しかしある意味普通の人の代表だからこそできる行政に対するチェック役であり、コントロール役でもあるわけで、行政職

員以上に職員的な、制度に精通をしているけれども、制度の枠外には、「うん、これは制度がこうなっているからできませんね」と住民の方の相談に答えてしまうというふうになられてしまうとちょっと困るのですよね。「うん、制度がこうなっていて、なかなか行政は対応できないんだけど、でも困りましたよね。どうしたらいいのか一緒に考えてみましょうか」という姿勢でもって取り組んでいただく必要があるわけです。

そのときに言ってみれば、制度の枠を超えるために制度をどう変えたり、運用で工夫をしたらいいかというところのぎりぎりのところで攻めている行政職員だったり、あるいはシンクタンクで、そういう領域でアドバイスをしたりしている人とか、あるいは霞が関で法改正に取り組んでいる人とか、そういう人たちにはそういう現状の制度の限界がわかっているから、それをどうやって超えるか。ただ、法改正は国会通さなければいけないから、年間に通せる法改正の本数なんて限られていますので、法改正でなくてできるのだったら、そっちを選びたい。ならば何ができるかというようなことを日々考えている人たちがいるわけですよね。こういう人たちの知恵と生の住民の声を直接接していて、その思いというものを一番よく吸い上げていらっしゃる議員の方々がコラボすることによって一番力というのはつくと思うのです。

議員の皆さんは、住民感情のみを基盤にしていたのでは、それを具体的に課題解決に結びつけていることにまだ1つ壁がありますから、そこを乗り越えにくいわけです。でも、乗り越えた先の制度の世界だけの住民になってしまわれたら、今度は住民との間に逆に壁ができてしまうのです。その壁との関係でいうと、壁の住民側にいるべき皆さんだと思うのですね。でも、壁の住民側にいるだけでは課題解決にならないので、壁の越え方を一生懸命取り組んでいるような専門家を発掘して、その人たちとコラボレーションをすることによって、壁に小さくてもいいから穴をあけるための努力をしていく。こここのところが議会起点的政策提言というものの一番何か肝になるところではないかと思えます。

とすると、協力者として住民サイドにいる協力者を住民参加によって獲得をしていくということが一つなのですけれども、政策サイドにいる。だけれども、現職の行政職員ではない協力者をもう一方で開拓をしていく。地元の大学の先生という政策アドバイザーも一つのその手段ではありますけれども、それ以上にもっと実務に近いところにいる政策の実務的なプロフェッショナルをどうやって獲得をしていくか。一番やはり住民の中にいらっしゃるそういう方々を発掘をしていく。ぎりぎり住民ではないのだけれども、近隣自治体の中にもいないとか、そういうところに少し幅を広げながら、どうやったらそういう人たちの存在を把握できるかということを経験として取り組んでいかれるということも大事なのではないかと。議会として把握できている、ここにこんな人がいるぞという情報を議会の政策アドバイザー、人材バンク的なものとして、少しふだんからちょっとこういうことで教えてほしいのだけれども、議員と懇談する場に来てくれませんかというような緩いといいますか、このテーマについてこういう報告書を出してくださいというようなことではなくて、もっと手前でいいので、議員として勉強したいから教えてくださいというスタンスで構わないと思いますが、いろんな政策領域について、そういう町の中にいらっしゃったり、町に近いところにいらっしゃる方々を議会がそういう人たちの名簿を持っていて、ここに潜在的に手伝ってくれる可能性のある50人の名簿がありますというようなものをつくれれば大変やはり心強い戦力になるのではないかと思います。

そういうことをしていくことによって、二元代表型の議会というのは、実はスタッフ体制は本来であればすぐたくさん必要なのですね。行政職員が議会の部下である組織体制というのが世の中の的にはというか、世界中で見ると結構たくさんあって、全ての行政職員は議長が任命権者になっているという組織設計もある

のです。一元代表型で選挙で選ばれているのは議会だけで、議会の中から執行権のリーダーを選んで、その人のもとで執行していくという場合に、誰が職員の任命権者になっているかということ、執行権の大もとはどこにあるかということ、今言った組織体制をとると議会そのものが執行権の大もとになっているので、議会の長である議長が全ての職員を雇用しているのです。任用している。そうすると全ての行政職員を議会のスタッフとして使うことに正当性があるわけです。当たり前なわけです。自分たちが政策を決定したら、それを執行するために必要だから、あなたを任用しますということで職員を任用していますので、政策に関するいろんな議会の判断のために必要があれば、このスタッフを全て議会のスタッフでもあるとして使うことができます。

ところが、今、日本の二元代表制では、執行権の長は直接執行権の長として選挙で選ばれた町長であり、その町長の執行権を補佐するために、町の行政職員がいらっしやる。この方々は任命権者である町長を補佐するために仕事をされていますから、もちろん町長の判断もあって、任意に議会に協力することはもちろんあるし、それから執行側として議会に審査をするために提案をしたものについて責任を持って答弁をしたり、説明をしたり、判断材料を提供するということはむしろ本務ですけれども、議会として政策提言をしたいから、そのための手伝いをせよというのは、議案審査以上にやはり行政職員に頼るという話ではないのだと思います。現状執行機関はどのようにこれに取り組んでいるかという情報を報告をしてくださいと、これはいいのですよ。そうでない政策をどうやったらできますかという、あるいはどんな政策がありますかというのは、むしろそれは執行機関は今やっていないのだとすると、議会の側がイニシアチブをとってやるべきことですから、議会の側のスタッフが本来は必要なわけです。

今もまだそうだと思いますけれども、東京都議会は127人も議員がいる巨大な議会なのですが、東京都議会局のスタッフ数はこの議員数より多いのですよ。今140人、日本にも140人スタッフを雇用している議会があるということなのですが、それでいうと、三芳町の議会も十七、八人スタッフさんいていいのですけれども、ちょっと今の財政状況とか、行政を含めての職員数の状況等を考えると、なかなか考えにくい。とするならば、やはり三芳町に対してコミットメントがある人の中で、行政や制度についての専門的な知識、いろんな分析の力を持っている人で、ここの地域性ということを考えると、東京郊外の地域性って、その面では全国で見ると、やはり有利なのですね。そういう専門職の人が住んでいる確率も高いし、その人たちをちゃんと発掘して、皆さんもお住まいになっている私たちの町のためだから少し協力をいただけないでしょうかと言ったときに、何らかの事情がある人でなければ、限られた時間配分の中だけでも、手伝えることがあったらいいですよとおっしゃっていただける方も少なくはないと思うのです。今、国でやっていることについて事前に漏らすことができなくて、大変苦しいことになるので、それはちょっと制度ができれば後で手伝うからみたいな人はいるかもしれませんが、はなからだめという人は恐らくそう多くはないと思います。

こういう人たちを、もちろん個々の議員の方々の中には、自分を支持してくださる方の中にはそういうタイプの方がいらして、心強い、何か一般質問をしようというときにも知恵袋として手伝っていただいたり、アドバイスをもらえたりするという方もいらっしやると思いますが、その方、そういう方についてはそれでいいのですけれども、議会や自治体としてまだ気がついていなくて、とにかく毎日夜寝に帰ってくるけれども、あとは電車に乗るために町外に出ていだけという生活を送っておられて、なかなか町の政策に貢献を

いただけていない潜在的なそういう町の知恵袋のような方は少なからずいらっしゃると思います。その方々を発掘する作業とテーマを発掘する作業をまず着手をされて、その上でこの陣容でもってこの課題、行政に任せず、議会がイニシアチブをとるのがよりよい結果を住民に返していけるからという確証をつくった上で、2年目ぐらいでそういうものが見えてくるといいのではないかなと思うのですけれども、任期の中盤から後半にかけて具体的な政策提言を練っていくような、そのときには常任委員会との関係性をもう少し濃くするような形で検討体制をとるようなことを整えていかれるといいのではないかなというふうに現段階で私は考えております。

では、まずこのあたりにさせていただいて、あとは質疑応答の中でお答えしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 廣瀬先生からお話をいただきました。本当に多岐にわたる貴重なお話だったと思いますけれども、ここで質疑応答という時間を設けたいと思います。

ご質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。廣瀬先生、いろいろありがとうございました。

それで、まずこの政策提言をする場合、ちょっと今見ていて、例えば会津若松だと、時期も決めず、同時に3つ、4つのテーマについて出したりもしております。ただ、一つ一つがそれほど提言書として長いものではないと思うのですけれども、三芳町議会で行ったのが、1年に1テーマに絞って、それに集中してという形でしたが、そういった課題というか、テーマの抽出方法ですか、たしか2回やったうち、1回目は議会報告会で、いろんな町民から出た意見から、それを各議員がどれを政策提言するべきかという形で持ち上げて、その中から1つ選んだのです。ただ、2回目のときは、議会報告会の意見を考えずということで、つまり各議員がこれはやらなければいけないのではないかなというところで決めたと思うのです。本来であればどちらのほうがいいのか。町民に参加してもらえば、例えば議会報告会とか、さっき言ったような聞きっ放しでなく、こういったものを町に提言して、当然それに対して町はこう動いてくれましたよという結果を見せられると、よりその議会報告会や議会に対する興味も上がるのかなと思うのですけれども、あくまでも議員のほうでこういったテーマを出しました。これについて町民の人協力してくださいというような形だと、町民もなかなかいや、そこまではしなくていいだろうというようなところも出てくるのかなと思うのですけれども、そういったところの課題の抽出方法ですか、それについてちょっともう少しお話をお聞かせください。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） 会津若松は、市民との意見交換会のやり方自体が政策提言のテーマを掘り起こすという観点から、徐々に進化をしまして、あそこは15地区に赴くのですが、市内全体を15の地区に分けていて、それぞれの地区に行くのですけれども、行く前にその地区の自治会長さんから随分丁寧に聞き取りをされているのですよ。市政全体の課題については、むしろ市議会議員のほうがある意味日常的にそれについて検討しているから課題に気づきやすいけれども、個々の地区の課題というのは見えていないこともあるので、自治会長さんから地域では何が課題ですかということを少し自治会長さんや数名の役員さんたちと一定時間ずっとその議員との対話で課題発掘をして、ならばその課題について一旦議会に戻って検討をして、議会としてはこれはこういう課題だと認識をしていて、場合によったらこういう政策提言をしていかないと解決しないのかなと思っているのだとか、そういうことを含めて、もう実は市民との意見交換を開

く時点までにその準備作業をした上で行っているのですよね。その上で市民から反応が返ってくるので、これはそれほど重要ではないのだとか、ああ、これはやっぱり本格的に取り組まなければいけないとか、あるいはもうこれは特定の地区の個々固有の課題だから、役所と行政との間をつないであげて、個別に解決すればいいのだなということが、そういうことで仕分けが見えてくる。その上でテーマを絞っていくので、市民との意見交換会を起点として政策づくりをするというのがほぼスタイルとして定着をしているわけです。

ただ、逆に言うと、市民が日常生活の中で気づいていない課題は抜け落ちますよね、当然ながら。かつ住民の中でも全員が意見交換会に出てくるわけではありませんから、出てこられている方で、それはどういうタイプの人かという、市民全体の縮図には残念ながら残っていない面もありますよね。そうするとこういうタイプの人たちが気づきやすいことだけ取り上げていっているのでは不十分ではないかというものが見えてくることもあると思いますので、そういうときのためにも、やはり意見交換の中で住民から提起をされたから気づいた問題も取り上げる必要がある場合もあるでしょうし、ただそれをやっているからといって、意見交換会からは出ていないのだけれども、これ課題だよねと。ここまでの例えば一般質問で課題が見えてきていて、この間の議案審査のときにも大分もんだのだけれども、どうも今出されている議案については、これで実施するというところでやむを得ないにしても、ちょっとまだ課題残っているよねというようなことに議員の側が気がついた。

でも、そこまで住民の方には特に具体的にはまだ見えていない。そういうものについて議会として率先して政策提言の中で取り上げていこうよということは十分あり得る。特に総体的に住民生活上、喫緊の課題というか、すごく困っているということが浮上しにくい地域性というのは正直あると思うのですよね。過疎地の人口減少著しい、高齢化著しい町に比べれば、まだある意味これまでどおりの生活はしばらくは続くのではないかと、行政に任せておけばという感覚が総体的には強いのですので、そこでいち早く課題に気がつくのは、むしろ議員のほうではないかと私は思いますので、その意味では議員側からのイニシアチブで政策を選択をするルートも明確に一つの選択肢としては位置づけておくべきだと思います。

他方で、多分住民との意見交換の中で、なかなか政策課題的なものが出にくいと、漠然とこの町って何かこういうところまだ足りないよねみたいな話題が出たものの中から選んだ感がちょっと前期のときにはあるのですけれども、もう少し政策課題に近づいていけるためには、いきなり行って、当日のやりとりが最初というのではなくて、地域でどんなことを感じておられるかというインタビューをその地域で必ずこの意見交換に出てこられるような方とか、あるいは自治会の役員さんとか、そういう方との少し対話をして、課題を掘り起こすようなやりとりをしておく、この役員さんたちがやはり意識的に、「最初に議員とやりとりをしたときにはまだ気がついていなかったんだけど、議員からこんなことを聞かれたよな、こういう話したけど」、「そう言われてみると、ここにこんな課題あったな」と後になって気がつくこともあるのですよね。そういったことを意見交換の場には後から持ってきていただけるので、ちょっと手間はかかりますけれども、地区15も分けていらっしゃるんで、といっても会津若松は30人以上議員がいますから、それに比べると半分ではありますけれども、少し事前の地域のキーパーソンとのやりとりをした上で意見交換をされるという工夫も一つのテーマが出てきやすくなるための事前に耕しておくというようなことなのではないかと思えます。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） はい、わかりました。

あと、テーマのところ、私は前回、前々回も政策検討会議のほうには委員長でもなかったのに入っていなかったのですけれども、テーマの選定条件で非常に気になったのが、執行部と対立しないものというところだったのです。やはり例えば町民からとか、議員も感じてこうしなければというものは、町がやらないからそれをどうにかしなければと思うと思うのです。自分なりにいろいろ解釈して、特に最初の1回目、2回目だから、ある程度成果を出すために、行政がある程度方向を向いているほうに政策提言すれば、早く結果が出るからこういうものを入れたのかなとも思ったのですけれども、もちろんパチパチの対立すると、なかなか実現は大変だということも思いますけれども、この執行部と対立しないものというのを入れてしまうと、逆に例えば総合計画に書かれているようなことしかテーマとして上げられないと思うのですけれども、そこについてはご見解をお願いします。

○議長（井田和宏君） 先生、お願いします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） その条件は、任期残りが2年弱のタイミングで、しかも取り組むことが初めてという段階での初期設定としては、そういうところから始めたほうがいいのではないかと条件設定だったと理解しています。その意味では理解できるかなと。特にやはり議会が政策提言する、それって何というふうに執行機関は初めてのことならば構えますから、そのときに議会や住民の知恵もうまく活用してもらって、町政に生かしてくださいよというスタンスから始めて、情報提供だとか、さまざまな政策を練っていく上での関係性においても、一旦何かそういうものを確立した上で、「だけど、ちょっと待て。この課題はちょっと違うよと。今までどおりただやっていたらいいとか、もっと補強しましょうというだけでは済まないですよ」というものもやがて出てくるというような種類のものなのではないかなと思っています。

ですから、今後もずっと行政と対立しないものというような条件設定でしかできないというのが適切だとは思いません。むしろ対立というよりも、行政が取り組んでいなかったり、取り組んでいないことには、1つは資源の制約とか、そういうことはあり得るのだけれども、あるいは制度とか、財政の制約とか、そういうこともあるのですけれども、単に気づいていない場合もあるわけですね。そういったことを含めて、むしろ行政に任せておいても行政がやることというのは、殊さらに議会が一生懸命、議会も限られた労力しかももちろんないわけですから、人数も時間も限られている中でやることで一番効果的なのは、さっき冒頭に申し上げたような行政のニッチですよね。そういうところに、だけれども、課題を解決すれば住民にとってメリットがそれなりにあるもの、これを発見して取り組んでいくということが一番有効なことなのではないかと思っています。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。どうもありがとうございました。

議会改革という視点でいうと、やはりいかに住民を巻き込んでいくかということは大事だと思うのですが、であればそれと同時に、住民に対していかに返していくか、要するに結果報告ですよね。行政に対してこういう提言をしたと、それに対して行政はこういうふうな政策を動きをしたとか、あるいは何もしなかったと

か、住民に返していく作業もまた重要だと思うのです。それが政策検討のフローチャートというこれだと思うのですけれども、現状では三芳町議会の場合、この政策サイクルがまだ回転していないというか、ほかの自治体の例を見ても、これがやはりちゃんと機能している、会津若松もちろんしかりなのですから、ただ先ほどそれで廣瀬先生のお話を聞いたところでは、テーマは必ず1年ということではなく、もっと時間をかけてもいいというお話でした。ということは今ここで結果を求めるのではなく、もうちょっと長い目で見ていく必要があるのかなというところなのですから、まだ行政に対して私たちが評価をしていないし、であればまた住民にもちゃんと返していないと思うので、そこら辺の作業を今後どのようにやっていけばいいのかお伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 先生、お願いします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） このサイクルフローチャートとなっているのは、提言をつくるところまでのサイクルが上のほうにあって、提言後というところについては、事後的な検証というようなフローチャートになっているのですけれども、政策が実施されて、それが住民に何らかの成果として返っていく。その成果がどうかということを確認をして、さらにその政策を改善をしたり、取り組みをよりよくしていくというところまで含めてがサイクルで当然あるべきですから、これはまず政策提言をつくるためにこんな考え方で、こんな作業のサイクルでやっていこうという段階をまとめられたものと理解すればいいのではないかと思います。

今は、2つの提言については、提言後という段階、この一番下の行というのですか、その区画へ入ってきていますから、今後はその点検・評価、議会報告会での報告の結果がどう、何に反映されていくのというところのサイクルを明示しながら、執行部に対してどういうサイクルを返し、住民に対してどういうサイクルを返すか、それを議会の取り組みとして、その点検・評価したことによって、次の議会の打つ手は何かみたいところを具体的な、もう少しこの外側に今位置している大きいサイクルをこれから完成していくべきなのではないかと思います。

それは、ただ例えば3月に提言、その翌月4月からの予算は既に3月議会で決定されて、補正は若干あるにしても、翌年度の主要な事業については既に決まっている段階ですから、これが想定するのは翌年度に編成する予算の中でどういうふうにして事業化するか、あるいは総合計画の中で概括的には位置づいているけれども、これをこんなふうにして実現すべきではないかという提言であるとするならば、実施計画を検討する中で翌年の夏ぐらいにその実施の方法について具体化を検討して、予算化が必要なものは予算の中に入れて、実施が始まるのは1年1カ月後からみたいなサイクルになるわけですね。それが実施された成果がどうということになると、さらにそこから短くともやっぱり1年とか、その年度の実施のプロセスを見なければわからない。予算を伴って実施されたものを議会の既存のサイクルで言うのであれば、その翌年に前年度決算として9月議会に上がってきたものの検討を通して、決算の認定審査の中で具体的に聞いていって、これはこうでしたかねとか、これはまだ成果が上がっていないのではないかとこれをこれまでであればやっていたわけですね。そのサイクルとの関連性を考えながら、大きいサイクルは少し政策つくるときには1年でできるものもあるけれども、実施評価、それに対する改善ということと言うと、少なくとも2年、3年と必然的にかかる、そういうことだという意味では、まだそのサイクルの途上であって、まだ一巡していないのだと思います。一巡をどのように一巡させるかということは、前任期が提言のところまで、このフローチャート

の線の上の段階までを一旦1つ、2つ完成させたのだとすれば、この議会のこの任期の前半は、この大きなサイクルの完成のさせ方、これを詰めていくべき時期なのではないかと思えます。

議会報告会や、それ以外のそれこそそのサポーターを務めていただいた皆さんに、その後の状況について聞き取りをすとか、それから委員会の所管事務として、関連の事業実施の状況について調査をすとか、そういったことは当然行われていくべきことということかと思えます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。きょうはどうもありがとうございます。

今回、先生からのお話で一番大事なところは、その議会として政策提言することが是だという前提でのお話だと思うのです。今我々つまずいているのは、その認識ができていないのではないかと。なかなかできていないし、我々もそうだし、特に住民が議会というのは提言をする機関だという認識がとれていないと、どちらかという二元代表制の要するに執行側からの立案に関して、我々チェックを入れる機関だということにとどまらずずっと来ていると思うのです。それをどうやって打破することができるのかなというのが一番私は疑問なのですが、もし見解がございましたらお願いします。

○議長（井田和宏君） 先生、お願いします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） 率直に言っておっしゃることはそのとおりだと思います。この今回これまで行った2件の政策提言というのは、別に行政が無視しているわけではないし、一定の取り組みをしようとは思いつつも、なかなか効果的な手もないかなと、他方で私もきょうこういうTシャツ着ていますけれども、こういうものを売りながら、これ町外で、東京で買って来たものなのですからけれども、そういうイベント事でこういうのをやったりとか、例えば観光政策についてはそういうことも行われたりしていると。それに対してもう少し何か行政が行政として普通やるようなことをやっている中で、もうちょっと何かないかという問題意識はあったのだと思いますけれども、ならばそれが明確にあの提言の中で、これだよという目玉があるかということ、なかなかそこまではいけていないし、出発の時点でそれを見通しているから、あえて観光を取り上げたということでもなかったと、正直思います。

ならば、そういうものが取り組む前から見えているかということ、現状では恐らく最初のサイクルのときに、住民からはこんなものにテーマとしては関心があるというのは上がっていたけれども、率直に言うと住民の方は三芳町っていうイメージはあるわけですね。三芳町という自治体ももっとこうならばいいのに、こんな政策やればいいのにというイメージはあるけれども、これは行政。その行政ではやっていないことについて議会に提言すれば、議会に何かプッシュをすれば一番有効なのではないかという感覚を別に持っていらっしゃるわけではない。町の自治体としての三芳町だということを前提にいろいろ思いつくことをおっしゃっているという段階だから、それを単に聞く。聞いて整理をするということを繰り返しても、恐らく冒頭の言葉で言えば政策のニッチ、行政が取り組みを恐らく放っておくとなかなかしないから、議会がイニシアチブをとって初めて課題解決ができることって何だというのがなかなかそのままでは見えてこないのだと思います。

そのためには、どちらかというとか何か意見あったら言ってくださいという形ではなくて、やっぱりテーマ型の活動をされている方に聞き取りに行ったり、地区型の活動をされている自治会長さんみたいな方にそれ

それがふだん思っていることをインタビューしながら、ご本人はこれは政策の課題だという認識はないかもしれないけれども、議員から見ると、ああ、これは行政の課題認識の中から落ちているのではないだろうか。余りこういうこと課題だと思って議会で説明をしたり、答弁したり、事業について検討したりという話が出てきていないぞと、そういうものがないかという視点で、一旦幅広くあなたにとって課題何ですかとか、ふだん取り組まれている中で、ちょっと気になることってありませんかというようなことを聞き取りをするような作業なので、場の設定としては議会報告会でもいいかもしれないのですが、それを例えば議会の報告の部分というのを一旦もう外してしまって、むしろ住民からのヒアリング調査の会みたいな感じにするとか、それをワークショップ型でやることも何か思いついたことをまず出してもらいながらも、その中から精査して行って、政策課題で、かつ町の事務事業にのっていないってどれだろうみたいなことを住民の方と一緒に検討するようなワークショップをやってみるとか、そんな活動をしばらくは焦らずに一定の時間をかけてやっていく中で、だんだん見えてくるというか、だんだんそこが何か共通して、別な人と呼んでもこの話につながっているねみたいなことが見えてきたならば、それがやっぱりポイントになるテーマなのではないでしょうか。

その発見のプロセスを議員の皆さんが報告会やワークショップを通して共有されていくことで、議会全体の政策テーマだよねと、これはやっぱり議会の側から動いていくことで初めて町が動くのではないかという実感を持てる。そうなったときに何で議会が政策提言なんかやらなければいけないのという必然性が腑に落ちるのではないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ありがとうございます。

今のお話で、もうちょっと飛躍してしまって、その今我々のやっている政策検討会議というのは、住民を募集して、固定していますよね。当然参加される方はそれなりに興味はお持ちの方だろうし、一家言ある方なのかもしれませんけれども、今のお話何うと、むしろそういう固定型ではなくて、もう政策検討会議は検討会議で住民の方の固定参加を求めないで、むしろそのときに出了るものを自治会長さんとか、地区のどなたでもいいですから、アットランダムに聞きに行ってしまったほうがむしろ効果的なのかなと、ちょっと今ちらっと思ったのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（井田和宏君） 先生、お願いします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） テーマが定まった後は、これまでやったようなスタイルのサポーターを募集するのも有効だとは思いますが。ただ、これまで特に2年目の取り組みはもう締め切りが見えていましたので、任期越えられませんか、その意味でいうと、このサポーターさんを含めて、あるいはサポーターさんまでそこに一緒にやっていただけないとしても、その政策検討会議の議員が例えば自治会長さんのところへ聞きに行ったりとか、そういうヒアリングは別にサポーターさんの住民参加をやりながらでも並行してやれることだし、むしろやることに効果もあることだと思いますので、1年よりもう少し時間をかけないと、恐らくそういうその時間をとれない。この月にはここへ視察に行って、この月にはこれをやって、この月にはワークショップやって、それでここで原案を示して、これで提言出しましょうという、もう毎月そういう形で日程組まれてしまっていると、少し余裕を持ってアットランダムに課題を探索するようなヒアリングってできませんので、これは検討の期間のとり方によって実現可能なことだし、有効だと思います。

○議長（井田和宏君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。お世話になります。

3点ほどちょっとお聞きしたいのですけれども、1点目は、この政策検討会議について、会津若松が始めたということで、こういうのは国のほうからの総務省とか、そういった国のほうの地方分権のほうのそういった絡みとかも多少関係あるのかどうか、まず最初それをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 先生、お願いします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） 国が関係あるかと言われれば、実は地方制度調査会とか、そういうその地方自治の仕組みについて検討しているところでは、議会による積極的な政策提言であるとか、審議の活性化やチェック能力の強化などが望ましいと位置づけられていますし、そのために必要な制度改正、特に地方自治法を変えたほうがもっと有効にできるということについては積極的に自治法改正をやっているというスタンスはあります。

その意味では、国もそういう方向性についてはむしろ背中を押しているということはあると思いますけれども、逆に言うと具体的にどのような体制で、どんなふうに取り組むべきかということは、国が口を出すべきことではないという考え方も分権の考え方から言うと当然出てくるわけで、そこについて言うと、いわば条件を整えるために必要なことがあれば、法改正がないとできないことがあればやりましょうというスタンスだし、これまで法律上の位置づけが明確でなかったので、できないのではないかと思われていたことについては、できるということを明確にしようということで、例えば公聴会、本会議というふうに使われがちだったのですけれども、別に委員会でやっていただいても構わないのですが、法律の規定振りが委員会でできると明記していなかったことによって、法律が想定していないと思われていたから、そういうことができるようにするとか、あるいは議会の日程をもっと自由に組むために事実上の通年議会を幾つかの議会が始めたことに呼応して、法律改正までして通年の会期、1年を通してというか、4年間の任期全体を通して、いつでも議会が機関として権限を発揮できるようにするという制度も国は整えてくれたわけです。それは委員会活動であるとか、さまざまな議会のこれまでの定例会の中で、冒頭で議案が出てきて、定例会の中で審査をして、定例会の終わりのところで議決をして、これで議会の活動として一巡して、それが終わったら、機関としての議会は一旦休会、お休みに入って、本会議を開くのは次の招集があつてからということでは、随時いろんな政策提言とか、いろんな政策に対する調査やチェックということを自由にやりにくいただろうから、通年通してできるようにしますという条件は整えてくれたのです。

では、それを議会の中の取り組みとして、どんなふうな仕組みで、どのタイミングで何をやりますかというのは、これは国が口を出すことではないから、ここは議会が自主的に判断をして、自由に積極的におやりになることですねという、そんなスタンスだと思いますね。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 次、2点目なのですけれども、ここにも私質問として、項目として挙げさせていただいているのですけれども、私も議員して25年なのですけれども、最初の議員の定数は24名、私の当選したときは24名で、今は15名ということで、議員の仕事というのは、やっぱり先ほどからずっとおっしゃっていただいているように、住民の声を聞いていくと、やっぱりどういった問題があるのか、そういうまた情報

を知らせていくというのが、そういった住民との接触というのが大事なのですけれども、15名になって、本当にその住民との接触する時間がもう大幅に減ってきているのは三芳町議会なのです。それは議会改革として、さまざまなことをやっているからなのですけれども、今実際に一般質問も活発に三芳町議会はやっていきますけれども、それから常任委員会のほうでも、例えば住民の人は公共交通を望んでいらっしゃるんで、そういったことをテーマに視察研修していこうとか、厚生文教のほうでも福祉施策とか教育面とか、そういったところを積極的にしていこうというのがあるので、その常任委員会でも役割が果たせるのかなと、一般質問や常任委員会で役割が果たせるのかなと、確かにこういった場所がふえるのは、住民の声を聞いて、それを提言できるのはいいのですけれども、議員の数とか、いろんなことを言っていったら、やっぱりかなり厳しい部分もあるので、今言ったように一般質問とか、常任委員会でそういったことをしているので、そういったところでも役割が果たせるのではないかという、ちょっとそういった気持ちもあるものですから、その辺については。

○議長（井田和宏君） 先生、お願いします。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） 確かに機関としての議会で取り組む活動というのは、例えば20年前、第1次分権改革の前ぐらいに比べると、格段にふえていますよね。しかも以前の人口段階別で定数は何人となっていた議員の定数って、今の感覚で見るとこんな多かったのというぐらい多かったわけですよね。そういうものに比べると本当に少数の議員の方々が非常にいろんな取り組みをされるようになってきていて、もう本当に常勤職に近いような活動量になっていると思います。

その中で、どんなことに議員の、とにかく1日24時間で365日、4年間プラスうるう年の時間しかないというのはもう明確ですから、この時間という限られた資源をどのように配分するかということは、議会の活動全体の取り組みの中でやっぱり明確に意識して配分していかなければいけないことだと思います。これもやったほうがいいよね、あれもやったほうがいいよねというのは、全部やっていたら多分パンクする、あるいは一つ一つは十分に掘り下げられないで終わってしまうということはあると思います。

他方で、これまでの議会の取り組みの中に、例えば一般質問を複数の議員が同じテーマについて、それぞれの視点から取り上げていると。一般質問というのは制度そのものがやっぱり一人一人の議員が自分の判断で一人の議員の資格でもってちゃんと自分が選んだテーマについて自分の角度で執行機関から答弁を引き出したり、強い言葉で言えば追及できたりする、それが意義ですから、当然議員によって違う角度を持っている。ただ、1つのテーマ、1つの政策課題が多く議員が取り上げざるを得ないということは、何らかのやっぱり政策的な課題はそこにあるわけで、これを個々の議員が自分が得た答弁をある意味政策の資源として、それから後の議会活動に反映していくということはおのずと行われるわけですが、議会によってはそういう一般質問全体を振り返った上で、そこでどういう答弁が出たかということも整理した上で、所管事務調査として所管の委員会のそこから後のフォローに落とし込んでいくという取り組みをしている。つまり一般質問は起点として活用する。議員本人が起点である場合と、議員が住民からいろいろ課題の相談などを受けて、それを起点にして、その住民にかかわって質問をしている場合もありますよね。そういったようなことを今度は議会全体で集約をして、委員会は所管事務調査という、その所管の事務に関して、議案が出てくる前から自分のイニシアチブで取り組んでいける権限を持っていますから、そこにつなげていった上で、必要があれば委員会提案の何らかの決議案や提言を出すとか、そういうサイクルにしている議会もございます。

政策検討会議をそれらのサイクルと無縁にもう一つ回すというのは、恐らくやはり負担がふえる割に、限られた資源が分散的になってしまっていて、結果的には有効に生かしていくことは起こり得ると思うので、そこは連結していく仕組みは考えられたほうが良いというのが私の考えです。

会津若松は、あれだけ積極的にたくさんの政策提言、一つ一つはさっきもご紹介あったように、小さ目のものも結構あるのですが、常任委員会が基軸ですよね。いろんな取り組みをとにかく議会としては、あそこは30人の議員で4常任委員会です。4つの領域プラス議会事項、議運という5つの領域に分けて、その既存の委員会制の仕組みの中で取り組んでいくのだけれども、会議の持ち方として政策討論会議という形でやると。だから委員会活動と無縁にやっているわけではないので、委員会活動の一環としてやっていくことによって、担当している委員としては勢力が分散されないで済むというようなことです。

でも、委員会が政策サポーターを入れて一緒に会議するのとかいうと、それ自体制度をどうするのだという話になりますから、委員会のメンバーなのだけれども、常任委員会のメンバーなのだけれども、もう一つの看板として政策検討会分科会という看板を持っていて、これはきょうは政策検討会としてやるから、サポーターにも入ってもらいましょうとか、そういうふうな運営の自由度を上げることで、結果的には委員会活動の強化にもつながるし、そういう連結の仕方を工夫していくのが今期の課題なのではないかと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ありがとうございます。

では、最後の3点目のあれなのですけれども、それもここに私書かせていただいたのですけれども、少しの修正で福祉の向上につながるものというふうな、そういったものがあるのですけれども、実際に例えば学校給食費1億5,000万ぐらいかかりますので、もう当局はこの財源では無理ですというふうな回答が来ているわけなのですけれども、やっぱりその1億5,000万が少しの修正なのかどうかというのはわかりませんが、それから先ほどテーマごとにやるという、例えば介護保険が3年に1度の見直しだし、国民健康保険税についても本当に全国的に高い保険料というふうになっていますので、こういったテーマで住民の方がもし値上げをしてほしくないという、そういったことが要望が多かったとしても、やっぱりその執行部とのことを考えると、そういった福祉的なものについても、それからそういった値上げについても、やっぱり住民の要望であっても、それが議会として取り上げていくのはこういったことが入っていると、先ほど言ったように執行部とは対立しないもの、少しの修正で福祉の向上につながるものとなると、住民の要望とのまた乖離ができてくるのではないかなと思うので、こういった文言が入っていることについて、私は住民の要望とはちょっと離れていくような提言になるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになるか。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） 今の点は、1つは予算にかかわることで、議会の議決には係るけれども、予算編成権に係っていることについて言うと、議会の政策的なイニシアチブとして提言を議会側からやっていくということには残念ながら制度的な限界がある。そのかわり提案されてきた議案については否決する権限があるという関係の中で、議案審査の中で例えば住民の要望や思いを、あるいは住民の経済的な現状をどう評価するかとか、そういうことを検討していくという議案審査の領域の中で対応を図っていくべきことだと思うのです。

議会からの政策提案というのは、議会に予算編成権がないという条件のもとで、しかしそれでも有効な課

題解決が図れるものを議会側からは行政が動かないならイニシアチブをとってやっていこうというものに絞って提案をしていくのが効果的だという判断で、こういう言葉として対立しないとか、少しの修正で福祉の向上につながるという表現の仕方がややミスリーディングな面はあったかもしれないなどは改めて読むと思いますけれども、議会が提言をして、一番成果につながりやすいものは行政が動いていないニッチの領域ではないか。まず始めるときにはそこから始めるのが有効なのではないかという判断を前期にされたときの言葉がこの言葉になっていて、この文言には縛られる必要は必ずしもないと思います。これは、スタートアップの時点で、まずはこのテーマ案の中からどれを選ぶかというときに、どういう基準で選んでいくと有効かなと考えたときの、その当時考えた基準だから、それだけにとどめたほうがいいのではないかと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかりました。

結構この文言にはちょっとああ、これでは要望と大分乖離あるなと思って、こういう文言を入れていいのかどうか、とても疑問だったものですから、ありがとうございます。

○議長（井田和宏君） 時間の関係もありますので、あればもうお一方のみとさせていただきますが、ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、先生のお話及び質疑応答については以上とさせていただきます。

それでは、一言お礼を申し述べさせていただきます。廣瀬先生におかれましては、本当にお忙しい中をお越しいただきまして、また本当に多岐にわたる貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。今後提言をした後のその検証であるとか、フォローであるとか、そういった部分の大切さであるとか、またテーマの発見のプロセス、そういったことも含めてもう一回私自身も今お話を聞いていて、少し焦っていた部分もあるのかなということも感じましたので、これからはちょっとそういったことも整理をして、先生のお話を本当に生かして、今後の政策提言等につなげていきたいと思っております。

また、先生におかれましては、本当にお忙しい毎日が続くと思っておりますけれども、お体には十分留意をさせていただいて、ますますのご活躍を心より祈念をさせていただいて、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○法政大学副学長（廣瀬克哉君） ありがとうございます。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の1番、今後の政策検討会議のあり方については、以上とさせていただきます。

それでは、昼食のため休憩に入りたいと思っております。

（午前 11時45分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◎幼児教育・保育無償化について

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項2番、幼児教育・保育無償化について説明を求めます。

こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 皆さん、こんにちは。議長より幼児教育・保育無償化について出席依頼をいただきましたので、私、こども支援課長、郡司、保育担当主幹、平野、学校教育課長、宇佐見、学務担当主幹、橋本が本日出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速なのですが、幼児教育・保育無償化について、こども支援課主幹、平野より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） こんにちは。保育担当、平野でございます。

今回ご説明を差し上げる幼児教育・保育無償化、こども支援課の所管、また学校教育課所管の部分もございます。資料の取りまとめは私行いましたので、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。お配りした資料は、左肩ホチキスどめの幼児教育・保育無償化についてというものと、あと何もとめていない横紙でA4サイズですが、無償化の対象と範囲という表でございます。

まず、そのホチキスどめのほうの資料1ページ目ごらんください。教育・保育無償化の関係でございます。概要といたしましては、今般報道がありますように、対象者といたしまして、3歳児から5歳児までの全てのお子さんの教育・保育の利用料を無償化するというような形になっております。こちら3歳児からというふうなお話を差し上げたのは、3歳児という定義が、満3歳になった後の最初の4月からだが、途中2歳児クラスで3歳になった方というところは、この3歳児には含まれないというところ、ただ幼稚園で2歳児保育を始めているとか、満3歳から保育をやっているといった場合には、満3歳児からの無償化もあり得ます。それがまず1つ目。

あと、次がゼロ歳児から2歳児までのお子さんの中で、住民税の非課税世帯のお子さんについても、やはり同様に無償化というような形になります。

対象の施設といたしましては、認可保育所、幼稚園、認定こども園、またこちらは後でご説明いたします新制度での保育・教育です。また、幼稚園、認定こども園の預かり保育の部分、あと認可外保育施設、こちら認可外保育施設につきましては、一定要件がございます。認定こども園、幼稚園等の預かり保育を利用されている場合は、年間200日、1日8時間以上の開所をされている幼稚園等での預かり保育を使われている場合は認可外保育施設の部分は無償化の対象外という形になっております。認可外保育室の例といたしましては、下になりますが、事業所内保育ですとか、ベビーシッター等が考えられます。基本的に報道でもありますように、国が定める基準を満たすことが必要という形になりますが、法施行後5年間は猶予期間が設けられております。

次のページをごらんください。次、2ページでは、今現行の子ども・子育ての支援新制度というものをご説明を差し上げて、その後無償化のお話をさせていただきます。こちらは今現行の支援新制度につきましては、こども支援課が所管をしておりまして、認定区分ということで認定申請を受けた後に各お子さんについて1号、2号、3号の認定を行っております。表の中をごらんいただければと思いますが、1号認定の部分につきましては、3歳から5歳児までで幼稚園、あと認定こども園の教育部分というところ、これは就労と

か、そういう理由がない、保育の必要性があるなしにかかわらず、教育認定ということで1号認定がござい
ます。2号、3号については保育の必要性の認定が必要になります。ですので、就労ですとか、そういう理
由があるという方の認定を行っております。2号、3号分かれているのは、年齢です。3歳児から5歳児、
ゼロ歳児から2歳児というような形になっております。ここでいう「幼稚園」とはというふうに書いてあり
ます。新制度による施設型給付に移行した園、町内だと1園がこし施設型の給付に移行しておりますけれ
ども、そういうような状況になっております。

今の制度での費用負担をイメージしたものがページの下の段になります。国と県と町との費用負担のイメ
ージです。基本は国が定める公定価格がございしますので、そこから計算される費用というのがあります。そ
れが全体です。それで、イメージの中の図だと右側になりますけれども、国が定める保育料という利用者負
担があります。それを引いた費用について国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担しているというのが
今の現状です。町の実際の負担はどうかというところではございますが、下のイメージ図の中で、町4分の1
の右横米印がありますけれども、国が定める保育料に比べまして、町が定めている保育料は安くなっており
ます。その部分の差額については、町の負担、一般財源での負担というような形で今までのこの新制度と
いうのは動いているというところでご認識いただければと思います。

それでは、済みません。次のページをごらんください。3ページです。無償化のための法改正概要とあり
ますが、これは法律、子ども・子育て支援法が改正されまして、新たに30条の4というところが追加されま
した。認定区分、利用給付認定というところで認定区分を新たに設けた形になります。ただ、認定区分は次
の表のとおりであります。1号、2号、3号と、新という新しいがついてはありますが、基本的には考
え方は今までの制度と変わりません。新1号認定のお子さんについては、私学助成、学校教育課所管ですけ
れども、の部分の幼稚園のご利用の方、教育認定というところとイコールになります。新2号、新3号につ
いては、保育の必要性があるのだけれども、今現行の新制度の施設を利用していないお子さんが対象になる
のですけれども、保育の必要性があるお子さんということで認定が必要になります。今現在考えておるのは、
要件というのは、今の現行の2号、3号認定の保育の必要性と同様の要件という形で運用しようというふう
に考えております。

次の4番目です。新制度上の施設における無償化、これから先はちょっと個別施設でどういった無償化に
なるのかというお話になりますけれども、そちらのほうをご説明したいと思います。

まずは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、こちらの幼稚園は恐れ入ります。新制度上の幼稚園という
ことでご理解いただければと思います。3歳児から5歳児までのお子さんについては、1号認定、2号認定
の両方のお子さんについて全ての教育・保育の利用料を無償化、保育料はゼロというような形になります。
ゼロ歳児から2歳児まで、3号認定こどもについては、先ほどお話ししたとおり、住民税非課税世帯のお子
さんの利用料を無償化します。親御さんのほうの手続というふうにご考えたときは、既に2号認定、3号認定
を受けていらっしゃると思いますので、新たな認定手続は不要です。

続きまして、幼稚園、認定こども園の教育部分での預かり保育、基本幼稚園は4時間が教育時間ですので、
それを超えた預かり保育、延長保育というふうにご呼んでいらっしゃる園もあるかと思いますが、預かり保育
については、ご利用の方は皆さん1号認定という方、教育認定のお子さんなのでございますけれども、保育の必要性
があるということで認定がおりれば、新2号、新3号の認定がおりれば、その部分について、預かり保育

についても上限はありますけれども、無償化という形になります。保護者の方の申請といたしましては、やはり認定の申請が必要になります。ご案内については、順次幼稚園さん等施設を通じて保護者の方にご案内をしているところです。

続きまして、次のページごらんください。費用負担がでは今度こういうふうルールが変わって保育料が無償化された場合、国と県と町の費用負担どう変わるのかというところでございます。原則としては、今のルールは変わらないのですが、国が定めた公定価格から引くもの、国が定める保育料というものが上限がゼロになりますので、引かないという形になります。引くものがなくなるというようなイメージです。公定価格から保育料の分を引いた費用を計算対象にするのは変わらないのですが、国の保育料がゼロになりますので、基本的には費用全体を負担割合により負担するということがございます。

続きまして、5番目に、今度新制度に移行していない施設がどういった無償化が行われるのかということをご説明したいと思います。5番です。まずは幼稚園になります。幼稚園については、町内であれば2園まだ新制度に移行していない幼稚園さんがございます。利用料は園ごとに異なっております、月額ですが。それですが、月額2万5,700円を上限として無償化が行われます。こちらちょっとイメージ図、雑駁ですけども、つくりました。2万4,000円の利用料であれば、上限届きませんので、利用料はゼロになるのですが、例えば2万8,000円の利用料を取っていらっしゃる園があれば、無償化の対象は2万5,700円になりますので、利用料は2,300円かかるというような現象になろうかと思っております。こちら2万5,700円というのは、今現行制度上での1号認定こどもの国の保育料の上限額というところがございます。保護者の方のお申請としては、新しい1号認定のための申請の手続が必要です。今現在学校教育課のほうで新1号の認定の手続なのですが、書類については親御さんのほうにお渡しをした上で、認定の書式については、取りまとめをやりながら認定作業を行っているという状況です。

次のページ、5ページごらんください。幼稚園での預かり保育になります。こちらは施設給付も私学助成も新制度と旧制度、両方とも預かり保育になるのですが、保育の必要性があるお子さんについて月額1万1,300円を上限に預かり保育の利用料を無償化します。なので、やはり先ほどのイメージ図のとおり、預かり保育の利用料が1万1,300円を超えた場合というのは、その分についてはご負担をいただく形になります。お申請としては、やはり新2号、新3号認定のための申請手続が必要になります。

続きまして、認可外保育施設です。こちらにも保育の必要性があるお子さんで、保育所や幼稚園、また認定こども園を利用されていない場合について月額3万7,000円、ゼロから2歳児については4万2,000円となっておりますけれども、を上限として利用料を無償化します。こちらの場合、想定されるお子さんは、今現況認可外に通っていらっしゃるお子さんというところがメインになろうかと思っておりますけれども、複数施設の利用、併用も可能になります。やはりお申請としては、申請手続が必要になりますので、町内事業所内保育事業所もございまして、そちらのほうを通じながら、お申請のご案内を差し上げる予定です。

また、教育・保育等の無償化とあわせて、次の障害児通園施設についても無償化が実施されます。やはり3歳児から5歳児のお子さんが対象になりますけれども、こちらについては今までご説明した認可保育所ですとか、幼稚園、認定こども園とかの無償化対象のものは上限とかがあったとしても、併用の場合でもそれぞれが無償化という対象になります。保護者さんのお申請については、今の施設の受給者証の発行の中でもう認定できていますので、新たな認定手続は要らないというような形になります。

今までちょっと駆け足でご説明して、無償化といっても無償化にならない部分というところもございました、また6番でお示ししている無償化の対象とならない費用、主なものというか、報道でもご承知のとおり、施設から実費として徴収をしているものについては、今現在も保育料以外でかかっているものもあるのですが、それらについては無償化の対象外というような形になります。それで、10月からは保育料、公定価格の中に含まれていた副食費については、実費のほうへ考え方を変更するというふうに国のほうは考えております。ですので、2号認定のお子さんの副食費、おかずとかおやつとかにかかるお金ですけれども、これまで公定価格に含まれて、その費用に対する利用者負担という形でいただいていたのですが、無償化後は施設による実費徴収というような形になる予定です。

駆け足でご説明した中で、このA4の横紙の部分については、その今までご説明していた部分のところを年齢だとか通っていらっしゃる施設、また上限額、認定が必要かどうか、申請が必要かどうかというところを簡単に表にまとめたものになりますので、後でご参考にしていただければというふうに考えております。

駆け足で申しわけないです。説明は以上になります。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今、幼児教育・保育無償化についてご説明をしていただきました。

補正予算にも上がっている部分もありますので、その辺を配慮いただきながら、質問がある方はお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

1点確認させてください。保育園で一時預かりだけ利用されている方がいらっしゃると思うのですが、こちらは無償化の対象にはなりますか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 保育園の一時預かりだけを保育所のお申し込み等がなくて、ご利用がなくて、一時預かりをご利用になられている親御さん、基本的には保育の必要性が認定できるかどうかというところは当然出てくるのですけれども、今のこの法のたてつけから申しますと、一時預かりの部分を認可外というところになっていますので、ちょっと親御さんの状況が必ずそうなりますというお答えはできませんが、保育の必要性が認められる場合というのは、3歳児以上であれば無償化の対象になり得るものだというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございます。

大きく変わるところなのですけれども、保護者への説明というのは、各保育所または民間保育園、そして幼稚園に任せられているのだというふうにも思うのですが、混乱がないかどうか、その辺について何かつかんでおられるかどうか、お教えいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 施設のほうから保護者さんのほうにお伝えをいただきたいということでご説明、町のほうも認定の書類をお配りするときとかに、こういうものですよと、概要のものはお配りしています。ただ、やはり混乱がというよりは、お問い合わせをいただくことというのは何件かやはり最近になりまして、無償化についてちょっと聞きたいのだけれどもというお問い合わせをいただくことはふえております。今、施設が夏休みのところもございまして、また施設さんのほうとも連絡を密にとりながら、なるべく混乱ないように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） もう一点なのですけれども、今年度は9月までは保護者さんたちは自分たちでそのもう費用はお支払いになっていると思うのです。10月からは全く払わなくていいのか、それとも先に払っておいて、後から戻るといふふうになるのか。きっと来年度からは全くそういうことはないと思うのですが、今年度はどういふふうになるのか教えてください。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

まず、保育担当のほうの新制度の部分でお答えをしたいと思います。今現状、保育料を定めてご負担をいただいておりますけれども、保育所に通われているお子さんということで想定しますと、その利用者負担はゼロにしますので、一回お支払いいただいて、後で精算、償還払いみたいなことというのはありません。

また、幼稚園さんのほうは、済みません。

○議長（井田和宏君） 学校教育課学務担当主幹。

○学校教育課学務担当主幹（橋本和美君） 幼稚園のほうも同じで、一応2万5,700円を引いた金額を幼稚園のほうに保育料としてお渡ししていただくという形を考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございませうでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

みどり学園についてはどのような形になるのかについてお伺いします。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

障害児通園施設に当たりますので、こちらのほうも上限額ゼロということで、利用者負担が変わるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

何点かございまして。まず、4ページ目に新制度に移行していない施設における無償化ということがありますが、この新制度に移行する、しないという、そこにおいて、しないところがある。全部がするイメージにいるのですけれども、しないところもあるということになりますか。ちょっとその意味合いがわからないので、教えてください。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

特に新制度に移行していないといったときに、幼稚園が基本的には考えられるのですけれども、今まで平成27年から子ども・子育ての支援の新制度が発足、スタートしています。幼稚園さんにおいては、その制度ができる前までは私学助成とって、親御さんからすると通園奨励費、幼稚園通園奨励費の対象だったというところがございます。ただ、新しい制度の中で教育認定というものができましたので、そのところでその移行期に子ども・子育ての新制度が始まる時に、幼稚園さんには選択肢があった状態でした。基準を満たしていれば、新制度に移行して運営費の対象になりますよというようなところと、いや、うちはそうではないからというところで選択肢があったので、強制ではなかったのです。なので、移行する、しないというところが分かれているのが状況です。

以上です。大丈夫ですか。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 今のご説明でいきますと、該当、そこに移行する、しないは園の方針によるということですか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） はい、そのとおりです。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） そうなりますと、していないところの助成の補助、無償化の限度が2万5,700円となっておりますが、した場合と金額が変わるということですか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

した場合と金額が変わることはございません。2万5,700円の設定というのは、今の新制度の1号認定、幼稚園に通っていらっしゃるお子さんの利用者負担の上限額という形になりますので、無償化の行われる金額が異なるということはありません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ご説明ありがとうございます。私は1ページの下のほうに認可外保育施設の例としては、事業所内保育、ベビーシッター等とありますけれども、こちらのほうは同じ考えで行われるということですか。事業所内というと、企業の中に保育施設があるということではないですか。ということは同じような手続をとるということでもよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 認可外保育施設のご利用のお子さんについても、認定の申請をしていただいて、保育の必要性が認められるとなった場合、また認可外施設ですと基準を満たしているというのも確認ができていない場合に限られますけれども、そちらのほうで同じルールで無償化という形にな

ります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

すると、その企業内でのやりとりだけの書類の手続でいいということですか。町への手続とも重ねてございますか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 企業内での手続ではなくて、親御さんのほうから町に認定の申請をいただく形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません。全然わからなくて申しわけないのですが、この無償化というのはそれぞれ限度額がありますけれども、一般的なその料金というか、余計払わなくて済むようなことが多いのか、実際はもっと払って無償化と言いながら、自費で払う部分があるのかどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

まず、上限額の設定の部分については、国が定める保育料の上限というところを基本として無償化の対象額、上限額が決められていますので、我々保育担当のほうでご利用になられている方々については、保育料がこの上限額よりも上にあって、高くてちょっと実費を保育料、差分を払った上で無償化というようなことは起こり得ないのです。ただ、新制度に移行されていない園の幼稚園さんとか、先ほどイメージ図でお話した部分がありますけれども、そちらのほうは利用料金は園によって異なってくることから、上限額を超えた部分というのが発生する場合もございます。なので、新制度にのっっている、新制度と言うとわかりにくいですね。今の制度で保育のほう、保育所とかをご利用になられている方については、基本的な保育料というのは無償化で、皆さんが全部ゼロになるだろうというふうに、ただ副食費のほうのご負担をいただきますというところが1つ変わる変更点だと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません。何が言いたかったかという、例えば延長保育だとか、特別な事情でまた料金が上がるような場合に、納まっているのだったら今追加で払わなくてよかったら差額があるのか、ぴったりなのか、ちょっとわからないのだけれども、そういう部分についても認められるのかということがちょっと聞きたかったのです。済みません。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

大変失礼いたしました。今回無償化の対象となるのは、基本的な保育料でございます。例えば今、延長保育のお話出ましたけれども、延長保育等については、やはり公立保育所もそうですけれども、実費としてい

ただいているところがございます。ですので、あくまで今回の対象は基本的な保育料の部分のみであって、延長保育のほうにその金額に満たないからこの分まで無償化の対象が広がるということはありません。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません。現状のその多子減税といいますか、2人目が半額、3人目が無料とか、そういうのはなくなるということの理解でいいのですか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 基本的には多子の考え方というのは、まだ引き続き保育料の部分では出てきませんが、先ほど申し上げた副食費の部分なんかは、多子のお子さんについては免除に一部なったりとか、多子の考え方は引き続き持った上で、保育料の算定はゼロだけでもというような形で運用していくという予定でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

済みません。先ほど内藤議員からのご質問とちょっと重ね合わさってしまうのですが、支払いの形に関して、近隣の市町村の保育従事者、職員からちょっと困り事としての話を伺うことがありまして、その無償になる際に、一旦その費用が園のほうに送られたものをそれぞれの保護者に振り分けられて、それからという、その手元に一旦お金が行く形になってしまうので、職員が大変だという話を聞いてしまったのですが、そういう形、先ほどのご説明でいくと、三芳町はそうではなく、一切ゼロとなる、無償となるということでも支払いがなくなるという、基本保育料に関しては、そんなわけなので、煩わしいという表現適切ではないかもしれないのですが、そういうことは何もないように受けとめたのですが、そういう支払いに関しては、もしかすると市町村によって形が変わるということってあるのか、三芳町に聞くのは変な話なのですが、済みません。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

基本的に今の、現行の保育の制度の中では、やはり保育料を施設が預かりするということは、基本小規模以外はないのですが、国のほうの今回の法改正のたてつけから考えますと、基本は償還払いでやって、要は親御さんに一度お支払いいただいて、その領収証を持ってきていただいて、それを町がお支払いするというような仕組みを国のほうは基本的には考えております。ただ、それでは煩わしいというか、煩雑になってしまう。親御さんも来なくてはいけないとなると、施設の代理受領というような形をとりまして、申請自体はやはり親御さんしていただくのですが、施設が取りまとめた上でというような形のやり方というのを今、三芳町のほうでは考えておるということでございます。

以上です。ですので、市町村によって変わるということはあると思います。

○議長（井田和宏君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 先ほど説明いただいた部分で、国、県、町の負担等で現行と今度のと出ましたけれ

ども、結局のところといいますか、町の負担というのはふえそうなのですか。以前質問のときはまだちょっと不確定、一般質問したとき不確定なのでということだったのですけれども、こうやって制度が決まってきたところで、町の負担はふえるのか、減るのか。こちらはどうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 基本的に町の負担全体というふうな形で考えた場合ですけれども、やはり保育料で、お預かりする保育料が入らなくなるわけですから、ゼロになりますので、保育の部分で申しますと、そこはゼロになるというところがございます。それで、ただ先ほどのその算定のルール、ルール変わらなくても、ちょっと内容が変わってくる。また、町のほうからのその保育料が安かった分の持ち出しという形になってくると、今回ちょっと補正の絡みも出てくるのであれなのですけれども、児童措置費の中で認可保育所の児童委託事業、財源補正行っております。基本国と県の支出金がふえて、利用料が下がって、一般財源がどうなっているかという話になると、その部分ではこちらのほう、町持ち出しというのは少なくなるのかなという形で考えております。

ただ、全体、トータルで考えた場合というのは、ちょっと制度が動いてみないと、無償化の対象自体もゼロから2歳までの方、どれぐらいの比率が無償化の方になるのか、また保育の必要性がある認定のお子さんがどれぐらいいらっしゃるのかというのは、想定部分がございますので、ちょっと詳細積算まではまだ行っていないというのが実情です。

以上になります。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと1点だけ。

今、国の制度なので、まだわからない部分があるのはわかるのですけれども、これを、ここ、きょう出されたのは、来年の3月31日、10月から来年の3月31日までなのか、4月以降はまた変わってくるのかなというふうに捉えているのですけれども、その辺はどのように思っているかお伺いします。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

きょうご説明いたしましたのは、子ども・子育て支援法が改正をされた、公布をされたもとに基づいてお答えをしておりますので、基本的にはこのやり方で進んでいくものだと考えられますが、ちょっと国のほうの法改正が今年度ないというのは私のほうからも申し上げられないので、今現行私たちとしては、この制度が4月以降も続いていくというような形で考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかりました。

ちょっと確認なのですけれども、私は来年の4月から町負担がもっとふえるのかなという心配がちょっとあったものですから、今のお話ですと来年の4月以降もではこの辺の提出されたものに沿っていくというふうに捉えていいわけですね。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 基本的に制度としては、この4月からの部分、4月以降もこれでいくと思われまます。金額については先ほど申し上げたように、ちょっと詳細な部分まで積算が整っていませんで申しわけないのですが、今の現行の制度は4月以降も続くだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 済みません。ごめんなさい。

ベビーシッター、事業所内保育とベビーシッターとあります。そのベビーシッターの部分の事業実績とか、これこのベビーシッターと認定する基準とかというのはどのような基準になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

認可外保育施設については、基本的には国のほう、今ちょっと基準改正も行われていますけれども、認可外保育施設の運営に関する基準というものがございます。そちらのほうで例えばこういう必要な研修を受講していることとか、設備としてはこういうものがあることとか、そういうところが1つ要件として出されております。我々のほうとしても、お届けをいただいた際に、基本的にはその内容を確認をさせていただく。また、事業所内保育については立入調査等も行った上で、保育の質の確保というところについては確認をしておるところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） そうしますと、ベビーシッターに関しては、ベビーシッターの業務を運営している事業所の調査という、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） こども支援課保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

シッターさんについては、場所を構えていらっしゃるということが、訪問型の部分になりますと場所を構えているところはないので、ただそのやっぺらいらっしゃる方という方がきちんと必要なその受講をされているかどうか、研修とか、そういうところについては確認をした上でということ、事業所のほうへ行って検査をしているとか、そういうことではございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で幼児教育・保育無償化についてを終了いたします。ありがとうございました。暫時休憩いたします。

（午後 1時46分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

◎スクールゾーンの見直しについて

○議長（井田和宏君） 続きまして、協議事項3番、スクールゾーンの見直しについて説明を求めます。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 皆さん、本日お時間をいただきまして、ありがとうございます。今回はスクールゾーンの見直しについてということでご報告等をさせていただければと思っております。

現在、町内のスクールゾーンは、今3カ所指定があると思います。1つは、町道幹線7号線三芳東中学校や唐沢小学校の前の7号線の一部でございます。2つ目は、この役場の前の5号線の一部で、県道から北に向かいまして、北永井2区集会所の前を通りまして、次の町道幹線15号線までの部分、また3カ所目は、町道幹線17号線のアクロスプラザから西に進みまして、町道幹線4号線までの間でございます。その3つが今スクールゾーンに指定されているのですけれども、このうち5号線の一部と17号線のスクールゾーンについて見直しを行いたいということで、地域住民への説明会を行う予定の内容のご報告になります。

町道幹線17号線の解除のお話につきましては、議会でも取り上げられている経緯もございます。これまで地元の要望が聞こえてこないというお答えをさせていただいてきたわけですけれども、本年3月の末と4月の当初、スクールゾーンの啓発ということで、7号線と、あと17号線、1週間ずつ計2週間、職員による啓発の声かけを行わせていただきました。啓発の後、声かけの後、警察には多くの許可の申し出が寄せられ、町にも解除の要望等が寄せられたというような状況がございます。

そこで、この課題という部分に入っていくのですけれども、まず課題のところ、町道幹線19号線の通学路の危険性ということで書かせていただきましたが、国道254号線の書店のところから藤久保5区第2集会所を通り、突き当たりまでの通学路、ここが大変危険なため、スクールゾーンの指定をしてほしいという苦情が警察と町に寄せられました。同様のお話につきましては、この危険性につきましては、三芳小学校の校長さんからも警察のほうにお願いがあったというようなお話も聞いております。

この資料の部分の上の写真見ていただければと思いますけれども、19号線の通学状況、2枚子供たちが写っているところがございますけれども、この写真は保護者の方が動画と写真を持って町にいらっしやいまして、そのときの写真を使わせていただいているところでございます。スクールゾーンの通行許可は、迂回する道があれば許可されません。そういう中でここを通っている方は、県道と17号線の間の方々がその居住地から国道のほうに出るルートとして使われているものと思われまして、19号線を使って通学する子供たちの数はちょっと把握はできておりませんが、254号線沿いの児童や生徒、それから越境で通学している中学生もこの19号線を使っているというようなことでございます。車両も254号、国道に出るだけでなく、入ってくる車もあって、すれ違いをしている写真も載っておりますけれども、入ってくる車もある状況です。間違っ入り込んできて、突き当たりのスクールゾーンまで来てしまっ、にっちもさっちもいなくなっっているというような車両もあるというような状況でございます。

次に、その下の写真をごらんいただきたいと思っます。こちらは17号線の通学時間の写真でございます。7月の写真ですので、子供たちが朝通学をしているというときの写真になっております。5号線から4号線に向かっ、西に向かっ撮っている写真でございますけれども、小学生が通学しておりますが、ここを通

っているのは、三芳小学校の児童が約250人程度、250人弱で通学をしております。朝の通学様子ですが、子供たちはきちんと歩道を歩き、整然と通学をしているというような状況が見受けられます。この通行人に関しましては、もう形骸化しているというご指摘もいただいておりますけれども、やはり交通量がスクールゾーンでありながらも車が走ってしまっているというような状況がございます。

また、その下の写真に関しましては、5号線の写真になりますけれども、この写真はちょっと通学の様子の写真がないので、きのうかおととい撮ってきた写真でございますけれども、歩道が設置されつつあるというようなことになっております。この歩道が設置されている部分については、子供たちは17号線と同様、整然と通学を今しているというような状況であります。この5号線を通学する児童は、17号線と県道との間のチエルシーガーデン、グランシアの児童及び三芳中学校の生徒さんになるかなと思います。小学生約500人、550人ぐらいというようなことで聞いております。このような状況を踏まえまして、道路交通課、学校教育課、あと政策推進室、自治安心課のほうで警察等にも相談をしながら協議を進めてきたところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。今までの状況を考えまして、見直し内容としまして、①、まず町道幹線17号線のスクールゾーンの規制を解除することにより、19号線を走行する車を歩道完成済みの幅員の広い町道17号線に移行させ、19号線のほうの通学路の安全を確保するというのを考えました。

それから、②番としまして、歩道完成済みの町道17号線の規制解除に伴いまして、歩道設置完了予定部分の幹線5号線、5号線が歩道がつながるといような今状況で検討を道路交通課のほうでしておりますので、町道幹線17号線が歩道がつながった段階で5号線の一部、北永井2区集会所の手前から県道までを規制解除というふうにするということを考えます。

また、残りました幹線17号線の北永井第2区集会所から北のスクールゾーンに関しましては、スクールゾーンを継続しまして、啓発活動を強化していくというふうに考えております。こちらにつきましては、入り口、出口のところに交通指導員さんの配置等も考えなければいけないというような状況を考えております。また、定期的な啓発活動もスクールゾーンの中については進めていきたいと思っております。

以上のような内容を下の今後の予定になりますけれども、地区住民のほうに説明をさせていただきまして、皆さんの同意を得て解除をしていければなと思っております。9月の初旬の回覧に載せさせていただきますながら、地区説明会を行っていく。9月の初めに区長会の説明を行っていく。その地区説明会に関しましては、9月の末からちょっともしかしたら10月になるかもしれませんが、まず説明会をして皆さんの同意を得ていきたいと思っております。また、同意を得た段階で解除申請につきましては、5号線の歩道が全て完了した段階で解除申請を行いまして、あとあわせてどのぐらい周知を置いたらいいかというのも問題になってきますけれども、周知期間を置きながら令和2年になりましたら解除というような方向に進められればと思っておりますということを行政区とか地域住民の方に説明をしたいと思っている状況でございます。

また、住民要望がございました19号線のほうのスクールゾーンの設置につきましては、今回これを提案させていただいて、これスクールゾーンの解除をして、道路の通行車両の状況を見ながらスクールゾーンについてはまた検討していければというふうに考えているところでございます。

あと、東中学校、唐沢小学校の7号線のほうのスクールゾーンにつきましては、非常に学校から近いスクールゾーンだということでございますので、解除という方向はとらずに、今問題になってきているところが多少あります藤久保中学校の後ろから車が入ってきてしまって、スクールゾーンに入り込むとかというよう

なご意見もございますので、バリケード等を配置しながら、さらに啓発をそちらは進めていくような形で考えているところがございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（井田和宏君） ただいまスクールゾーンの見直しについてご説明いただきました。

質問のある方は挙手にてお願いいたします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 地区説明会の回覧というところの対象地区なのですが、これは北永井1区がないというのは、別に意味があるか、ないか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 北永井1区のお子さんがここのスクールゾーンのところを歩いていないのかなということで除いてあるのをございますけれども。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） やはり地元の方からここをスクールゾーンを解除してくれみたいな話もよく聞くので、結局それは子供の立場ではなくて、車で通りたい人の立場といたしますか、そういう意味で説明というのは、ここを通るのではないかという方々にも例えば上富の人もいるかもしれないし、そういう人には後から説明すればいいということなののでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） さらに周知を進めたいという思いもございますが、北永井1区等に関しましては、今のご要望のお話もお伺いしましたので、回覧のほうを回して、来ていただくことは問題ないと思いますので、三芳小の学区のお子さんの対象のところと、三芳中もかな、の学区も同じかな。ところの部分に関して回覧を回して、あとそれ以外については周知をさらに進めるという形で考えるということにしたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ありがとうございます。地区説明会ですけれども、これは参加者はお子さんがある家庭ではなく、一般住民の方どなたでも参加できるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） はい、そのように考えております。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もう一点、19号線の交通車両を17号線に移行させるということですが、どのような方法で移行するのか、周知のやり方とか、そのあたりをお伺いします。

○議長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） その辺の周知については、またちょっと警察と協議をしながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 済みません。2点ほど。

先ほどの言われた地区説明会が平日夜間2カ所だと9月末にあるのですけれども、その変更するところが子供たちの通学なので、平日夜間ではなくて、説明会は昼間もやったほうが良いように思うのですけれども、子供さんをお持ちのご家庭なので、夜というのは出にくいのではないかなと思うので、やっぱり安全性の問題なので、昼間やったほうが良いのかなと思うので、昼間、土、日どちらかでやるというようなことも今後考えていかれてはどうかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） ありがとうございます。考えてみたいと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それから、この変更によって、安全性が保たれていくことになるのですけれども、この変更によってその親の方たちはどんなふうな、大賛成なのか、それともいろんなこういう疑問があるとか、きっと声が出てくると思うのですけれども、担当課としてはこういった変更することによって、住民の方はどのようなことの意味が出てくるかなという、その辺はどのように考えているか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） その説明会の中で実際に直接皆さんの声を聞いて、どうしたらいいかなと、どうしたらいいかなではないですね。声を聞いて、さらにいい方向に進められるようにというふうには考えております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 変更するに当たって、今おっしゃったように、聞いてからというものもあるのですけれども、そういうふうに変更されるほうの立場としても、きつこういった声が出るだろうなというのをある程度考えておけば、それに対してその場で回答もできると思うのです。言われて、その場で後で考えますよりも、ある程度の回答ができたほうが良いと思うので、そういったことも想定しながら、やっぱり改善策をどうしていくのか、住民はそれでそれを答えとしたら納得していただけると思うので、後でまた返答しますとかなると、またそこで不安が募ってしまうので、そんなこともあらかじめ考えておいていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） はい、十分に準備したいと思います。ありがとうございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

17号線がこのスクールゾーンの規制を解除することで、ここに入ってくる車というのは、以前相談等でも受けたのですけれども、所沢方面に行かれる方がここを通りたいのだけれども、通れないというようなお話があったと思うのです。そうすることで、解除することで結構車の量がふえる中で、4号線に対して、4号線って歩道も狭くて、大変厳しいところでもあるので、こちら辺の手当てをしっかりとっていないと、何か

車がふえてくるのではないかなというちょっと危惧があるのですけれども、その辺については今後見ていくという答弁かなとも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） お答えいたします。

議員さんおっしゃったとおり、そのとおり今後またやっぱり考えていかななくてはいけないとは思いますが、交通量調査もしたことですし、その辺も含めて考えていこうかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

いや、ようやくスクールゾーン解除に向けて動き出していただけたのかななんて思っているのですけれども、1点、何点か、数点ちょっとお聞きしたいことあるのですけれども、逆に5号線の北永井2区の交差点から南側のところというのがスクールゾーンになっていると思うのですね、役場入り口の信号まで。そこを解除する方向で今後進めていくというお話かと思うのですが、そうすると今、危険視されている地域の方から、こういう危険性があるというふうに写真とかも先ほど提供されたというお話でしたけれども、19号線への交通量というのが、今両方に指導員さん立てられて、バリケードまで設置しているので、交通量ってある程度抑制されていると思うのですが、ここがスクールゾーン解除すると、19号線というのが今以上に危険性とか、交通量というのはふえてくるのかなと思うのですけれども、その辺どうお考えなのでしょうか。ここを逆にスクールゾーンに今後設定していくというのであれば話は別かと思うのですけれども、抜け道として駅からの交差点が広がったこともあるのですけれども、交通量というのは今、以前と比べてふえている段階で、逆にスクールゾーン解除するというのがちょっといかがなものかなというふうに今お聞きしていたのですが、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 19号線につきましては、やはりスクールゾーンの要望は出ているところではございますので、一度ここで解除をして、そこで交通量の検証をして、スクールゾーンが必要かどうかというような、スクールゾーンを解除するよりも、多分設定するほうが住民の方の同意というのが大変だと思いますので、そこの同意を求めながらやっていかなければいけないところかなと思っていますので、まずはこの状況で一度解除をして、それから考えていければなどは思っております。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

それと、5号線の解除ということなのではございますけれども、5号線の第二保育所ではないですね、保育所の名前変わりましたね。の周辺というのが幾つか流通業者さんが入っていらっちゃって、今、駅から国道のほうから狭いながらも大型のダンプだとか、トラック、箱のトラックなんかが入ってきて、曲がれないから駐車場に一回頭突っ込んで曲がったりで、結構5号線にすごい12メートル級の大型トラックというのも、このスクールゾーンというか、通学の時間帯にも入ってくるケースというのがあるのです。今、スクールゾーンだからそこでとめることができるのですけれども、それが今度スクールゾーン解除されると、そういったトラッ

クというのが、時間まで待っていてくれていた業者さんなんか全部入ってくることになると、それはそれで歩道を横断しなければいけなかったりとかで、子供たちを一回遮断するような形にもなってくるのかなと思うのですけれども、そういった危険性というのはお考えになって、この解除という方向に向けて協議されているのか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） この周辺の事業者さんからも解除の要望等も来ているところはございますので、ただこの周辺の事業者さんもスクールゾーンであるということは重々承知をしていただいているので、今も周知をしてくださっている状況ではございますので、コンタクトがとれる状況でございますので、その時間は極力避けてくださいというようなこと、それから入ってきたときには、もう十分な安全確認をとってくださいというようなご協力の依頼をしていければなと思っております。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） そうですね。業者さんとか、会社名を挙げられないのであれなのですけれども、今、指導員さん立っているの、8時半までは、7時半過ぎに来られた方というのは、一旦そこで業者さんを待機させたりだとか、ちょっと迂回させてほかの場所で待機して8時半以降に入ってくれというような周知をしているので、抑止できているところもあると思うのです。それが野放しで入ってくると、今見えていない以上にふえてくると思うので、その辺はやはり解除するのであれば、町のほうでしっかりとスクールゾーンという時間設定はないけれども、この時間の通学、今はほとんど7時20分から8時ごろまでだと思うのですよ、子供たちの通学している時間というのは、その時間だけでもいいので、入らないようにしっかりとしたというのは町のほうで指導していただければなというのと。

あともう一点、先ほど唐沢地区のほうのスクールゾーンに関しては、スクールゾーンの解除の方向は今のところ検討していないというお話だったのですけれども、今回のその解除の理由というのが5号線の歩道が設置されるという、つながるからというので、歩道がつくのであれば解除してもいいのではないかなというようにお話だったかと思うのですけれども、そうなる理由として、条件としては唐沢地域も学校はありますけれども、スクールゾーンの解除も歩道がついているので、してもいいのかなというのと、あと唐沢地域の方たち、唐沢地域というか、唐沢小付近のその地域の方たちは渋滞、この間もちょっと一般質問で私やらせていただいたのもあったのですが、渋滞がやっぱりスクールゾーンになっていることよっての起きている渋滞というのがあるので、その地域の方の判断でスクールゾーン解除する、しないというのは決定していくのだと思うのですけれども、説明会というのは一旦そのスクールゾーンに今関連している地域というのは、一斉に行ってはどうかというふうにならちょっと話を聞いていて思ったのですけれども、その辺は検討はされたりはしたのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） このスクールゾーンの解除を考えると、ちょうど歩道に車が突っ込むというような、保育園のお子さんたちがいるというようなこともございまして、交通安全対策をきちんとしなさいよというような通知も来たところでございます。その中でやっぱりスクールゾーンをどちらかという設定したほうがいいですよというような内容の通知が来たのですけれども、その中でもやはりスクールゾーン、やっぱり学校から半径500メートル以内のところをスクールゾーンに設定すべきところというような

形にされていますので、ちょっとそこはやっぱり今検討するのにどうなのだろうというところでやめたところもございまして、まずはここをやってみて、そういう話で多分地域の方々にまた波及していくと思しますので、地域のその盛り上がりとかも見ていきながらというようなことで考えております。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） そうですね。三芳小学校って結構スクールゾーン、学校からは離れているというのは私も認識はしているのですけれども、ただ歩道がついているというのが1つと、あと小中学校を合わせると町内8校あるので、そこに特化した話ではなく、ほかの学校を見ると、その500メートルというところを見ても、スクールゾーンになっている学校ってほかにはないと思うのです。そうやって考えると、一応しっかりとした歩道もついていますし、その解除する、しないは別としても、一回地域のその渋滞の事情というものもあるので、地域の方の意見を聞くというのではいいタイミングなのかなと思うので、もしこのような説明会とか回覧を回すという計画があるのであれば、そちらの地域もあわせてやっていただければいいなというふうにちょっと感じたので、ちょっとこのような提案をさせていただいたのですけれども。

○議長（井田和宏君） 質問ですか、答弁ですか。

○議員（久保健二君） それに関しての。

○議長（井田和宏君） 答弁。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 済みません。ご意見として伺っておきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

スクールゾーンの廃止というか、これが今度今ライフバスの路線変更があると思うのですけれども、これどのように影響するのでしょうか。どのように考えていますか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 特に影響はないと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

新しい路線では、スクールゾーンを避けて254をずっと真っすぐ行くけれども、時間帯によってはこっちの中へ入ってきますよね。そういうのが協議とかはするのかわからないのか、しないのか。スクールゾーンを避けて254をずっと真っすぐ行くという説明があったと思うのです。スクールゾーンがなくなってしまうのであれば、避ける必要ないので、どうなるのかなと、そういう協議はしているのかというところです。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 解除されたとき、後にはそういうようなのを走るとかの検討が行われることはあるかもしれないです。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そういうのは同時進行で進められないのですか。さっきのお話聞いていると、一度解除して、それから考

えるとかという話ですけれども、もうそれが見えているのであれば、同時進行で検討していったほうがいいと思うのですけれども。よっぽどつながりが……

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） ちょっと政策も入って研究はしていますので、政策とも話をしてみたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上でスクールゾーンの見直しについて終了いたします。ありがとうございました。暫時休憩いたします。このまま休憩に入ります。

（午後 2時14分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時20分）

◎一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について

○議長（井田和宏君） 続きまして、協議事項4、一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について説明をお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） それでは、お手元の資料に沿いまして、一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明についてご説明をさせていただきたいと思います。

平成30年度の資源物売却代金といたしまして、I番であります。雑入ということで、2,107万6,886円というふうになりました。

続きまして、II番目といたしましては、30年度ふじみ野市・三芳町の環境センターの運営負担金の精算額ということで、1億7,733万3,486円ということになっております。ポイントといたしましては、一般廃棄物の共同処理ということで、ふじみ野市側へ事務の委託を行っているところであります。①のところにも書いてありますが、資源物売却代金については、ごみ別売却収入を搬入量の案分により、ふじみ野市から納入をするというふうになっているのがポイントの1点目。2点目といたしましては、事務の委託に関する協定書に基づき、委託事務に要する経費の算定を行うというふうになっています。3番目といたしましては、事業系のごみについては、燃えるごみのみ受け付けをいたしまして、事業系のごみについては粗大、燃えないごみ及び資源ごみは受け入れないというふうになっているところであります。

1ページめくっていただきますと、資源物売却代金の細かな内訳を掲載させていただきました。品目といたしましては、燃やさないごみ、古紙類、瓶、ペットボトル、缶、リサイクル工房と容器プラ類というような項目になっておりまして、その右側が搬入量、キログラムであらわしたものになります。さらに右側に行きますと、搬入の割合が書かれておりまして、最終、もっと右側に行きますと金額というような構成になっております。三芳町といたしましては、右側の小計の欄をずっと右に移動していただきますと、1億7,779万

9,009円というような形になっておりまして、合計といたしましては、ごめんなさい。さっきのは違いましたね。1,777万9,009円で、資源物の売却代金といたしましては2,107万6,886円というふうになりました。

参考といたしまして、資源物売却代金の推移といたしまして、右の下のほうに書いてありますが、28年度が1,900万幾らと、それから29年度が2,000万と、今年度が2,107万というような形になっております。

この中において、あと下のほうに済みません。下から2行目というのですか、容器包装プラ類合理化拠出金ということで、平成28年度と29年度分ということで、容器包装リサイクル協会からの拠出金ということで329万7,877円が入っているという内訳になっております。

資源物売却代金の説明については以上でございます。

次のページへ行きますと、環境センターの運営負担金の精算額の内訳に関する根拠についてご説明をさせていただきたいと思っております。一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書というのを結んでおりまして、基本的には経費の総額を基本額といたしまして、均等割20%、ごみ量割80%で算出するものとするというふうになっております。主なポイントといたしましては、その下の(1)から(3)に書いてあるとおり、(1)が環境センターの運營業務委託料についてでございます。(2)が管理啓発に係る事務事業費用ということになっております。(3)が資源物等の処理及び再利用に関する費用というふうに大別すること、大きな柱として3本になっております。その中身については、別表1のところに算入する経費ということで記載をさせていただいております。(1)の運營業務委託料に関しましては、これはエコウェルズという指定管理者をお願いをしているところですが、その方々が運営する委託料関係が主なものでございます。(2)の啓発に関する事務事業経費ということで、これは環境センターに職員が配置をされておまして、その方々の旅費から、その他啓発に係る事務費ということでまとめられているものであります。(3)番目については、資源物の処理及び再利用に係る費用ということで、需用費から始まって、負担金、資源物の処理及び再利用に関する経費というふうになっているところであります。

別表2に関しましては、そのごみ量割の部分の算定になっております。運營業務委託料として、ごみの分類として、先ほどもありましたとおり、燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装以外プラスチックと缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、瓶、古紙類という形で、それぞれの経費の種類にどれを当てはめるかというものが決められた表になっております。ここら辺のことに関しましては、28年に締結されたもので、全然全く変わっておりません。

続きましては、今度は一般廃棄物の処理に要する経費の算定に関する覚書の抜粋でございます。覚書を交換するというようになっておりまして、ここで見ていただきたいのは、4番目、各年度の職員の人件費ということで、環境センターの所長1名、50%の人件費、契約・支払い関係にかかわる事務職1名の人件費、それから維持管理(エコバを含む)事務職の人件費等、あと5番まで臨時的任用職員に係る経費は200万円までというふうにするというふうになっております。

あと、2番目といたしましては、運営負担金の額ということで、三芳町の運営負担金としては33%ということで1億7,285万7,486円ということになっております。

その次のページに行きますと、さらに委託事務に要する経費の内訳ということで、金額ベースにした三芳町の負担金の金額が出ているところであります。

4番目といたしましては、そのごみの搬入量の割合が記載されたところというふうになっております。

雑駁ですが、一通り事務の委託に関する説明のほうを終了させていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明についてご説明いただきました。

決算審査にもかかわる内容ですので、その点をご配慮いただき、聞き漏らした点等を中心にご質問いただければと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ふじみ野市の決算議会にこういう簡単なものではなくて、もっと内容の濃いものが出されてくると思うのです。そう思っているのですけれども、ちょっとこの三芳も33%ですか、それを支出しているのもっと内容が詳しいものの資料を議会に出すべきではないかと思っているのですけれども、そのふじみ野市にどのような議案として出しているのか、その辺も今度一度議長宛てでもいいので、その1冊そういうものを提示していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） ちょっとふじみ野市側でどのような資料を出しているかは全然把握しておりませんので、聞いてみたいとは思いますが、今ご提示したのものに関しても、そんなに何か簡単な資料というわけでもないというふうには担当課としては思っておりまして、資源物売却代金のこの主な項目については、ここに載っかっているようなもの以外は特にないのではないかなというふうに思っております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私もふじみ野市のを調べているわけではないので、ただ、今言ったように、私はその売却代金とか、そういうのではなくて、支出のほう、支出のほうがもう少し詳しいものがあるのではないかと思うので、ですから今お答えでは調べていないということなので、決算時にそういったふじみ野市と三芳のその提出の仕方がどうなのか、その辺調べておいていただければありがたいなと思いますので、その辺検討していただければと思いますが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 吉村議員、それ改めて資料請求のほうをでは私のほうにお願いをしたいと思います。

○議員（吉村美津子君） 調べてくれると言っていたから、知っているかなと思って、そういうのをもうふじみ野知っていると思ったから。

○議長（井田和宏君） 今の件に関して答弁ございますか。大丈夫ですか。

○環境課長（長谷川 幸君） はい。

○議長（井田和宏君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ただいまの件でなのですけれども、私ももうちょっと詳しい内容を知りたいなと思ひまして、決算のときにお聞きすればいいのかなとは思ったのですけれども、例えばここでは資源ごみのその売却費用であるとか、人件費とかというような期日はあるのですけれども、その運営の部分で例えばその光熱費であるとか、その余熱利用での売電の収入とか、そういったものもあるかと思うのですけれども、それは業務委託していると

いうことで、その中で一括で含まれてしまうものなのか、具体的に数字として出てこないものなのか、出てこないのだったら資料請求するしかないのかなと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 売電については、金額等は出せると思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、そういったものは決算時に決算審査のときにお聞きすればお答えいただけるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） ごめんなさい。売電だけでいいのか、その辺どこまで必要なのかがはっきりしないと、なかなか急に言われても難しいかなという気はしますが。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

決算のときに急に言っても難しいのかなと思ったので、例えばの例で、今その売電収入とか、光熱費とか、思いついたのでお話しさせていただいたのですけれども、ですから決算のときにはできる限り詳しい資料というか、お答えを用意していただければというふうに思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） おっしゃることはよくわかります。うちにも資料はもちろんありますので、どこまでが知りたいのかということが、膨大な資料になるかと思えますけれども、それを全部持っていくのか、あるいはどこまで持っていったらいいのかというのははっきりしなかったもので、そこら辺の確認という意味です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今ここで私のほうとしても、いや、どこまで出してくださいというような、ちょっとそういう話にもならないかなと思うので、とりあえず担当課といたしまして、決算の中ではこれぐらい必要なのではないかなという部分を用意していただければというふうに思うのですけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） その決算審査の中でお聞きして、それはそこで即答できない部分は、またその後私のほうでお聞きしたい部分があれば、またそれはそれで聞くあるいは今、菊地議員おっしゃったように、あらかじめこのこの部分知りたいのですけれどもというようなこととお話しするとか、考えさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

資料が2種類あって、説明資料というのと、それからごみ収集量の実績ですよね。この両方を見ると、片

一方は、説明資料のほうは燃やさないごみという表記になっていますよね。それに対してごみの収集量の実績は燃えないごみという表記になっていますが、この違いって何でしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 大変申しわけございません。単純な語句のミスでございます。燃やさないごみ。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 確認ですが、そうしますと、説明資料のほうの燃やさないごみというのが正しい表記であって、内容的にはこのごみ収集量の実績の燃えないごみというのは、燃やさないごみとイコールだということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） もう一点ですが、やはり説明資料のほうで、その他プラと、容プラ以外のその他プラというのがどこにも出てこないのですよね。これは、資源ごみに該当しないということであるのか。ということは逆に言えば容プラ以外のこれは多分その他プラだと思うのですが、まずそこを間違っていますか、私の解釈。

○環境課長（長谷川 幸君） 具体的に。

○議員（山口正史君） 実績のほうの中段より下に容プラ以外ありますよね。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、はい、はい。

○議員（山口正史君） これは、一般にごみの収集、分別のところであるその他プラに該当するのかわか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時40分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時41分）

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 議員今おっしゃったとおり、以外プラ等の件でございます、これは。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） これが実績のほうでの容プラ以外というのは、以外プラだということで、今度は説明資料のほうに以外プラって出てこないのですよね。ごめんなさい。出てきていますね、ここでは。売却代金のほうには載っていないのですよね。容器包装プラ類になっているのです。これは、以外プラも入っているのですか。

それで、次のページとして5ページのところには、容器包装以外プラって別に載っているのですよ、負担金の算出のところ。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、はい。

○議員（山口正史君） には以外プラと載っているのですよね。

○環境課長（長谷川 幸君） はい。

○議員（山口正史君） ところが、売却代金等には容器包装プラ類になっているのですよね。何を聞きたいかという、以外プラというのは資源代金に含まれるのか含まれないのか、どっちなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 含まれます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 確認ですが、では資源売却代金のところの容器包装プラ類というのは、容器包装プラス以外プラということによろしいのですね。確認です。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、そのとおりです。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうすると、その下がちょっと疑問になってくるのですが、済みません。容器包装プラ類で合理化拠出金、これは広域財団法人から拠出されるのですが、この容器包装プラ類の中に以外プラも入ってくるということはある得ない。容器包装リサイクル協会が以外プラに拠出するはずがないのですよね。そうするとここで言っているのは、容器包装プラしかないはずなのですが、何で類で含まれてきまして以外プラまで入ってしまうことになるのですが。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時44分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時46分）

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 済みません。ここの部分については、議員おっしゃるとおり、容器包装プラ等、拠出金の中には瓶の売却代金も入る。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時46分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時46分）

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 済みません。容器包装のプラと、あとこのリサイクル協会のほうの合理化拠出金については、瓶も入っております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 済みません。山口です。

瓶は聞いていなくて、要は以外プラがこの中に、最初の言葉の定義で、容器包装プラ類となっている中には容器包装リサイクルプラと以外プラが入っているというお答えでしたよね。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、はい、はい。

○議員（山口正史君） そうなると以外プラもリサイクル協会の拠出金の中に要するに出て、もう向こうの拠出金が出るという理解になるのですが、以外プラが容リプラ協会のその拠出金に含まれるはずがない。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、はい、おっしゃるとおりで、ごめんなさい。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 済みません。容器包装プラだけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○環境課長（長谷川 幸君） もちろん以外プラは含まれません。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうすると、この売却代金等の中に容器包装プラ類とかありますが、これはその他以外プラは含まれないということで確認しますが、よろしいわけですね。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） はい、そのとおりです。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） それでやっと本題にたどり着くのですが、そうすると以外プラというのは、資源物としては扱っていないということになるのですが、それでいいのですか、それとも燃やさないごみの中の金属類、小型家電、バッテリーの中に含まれてくるのか。いや、そこを聞きたいのです。要するにわざわざ分別をさせていますねと、以外プラとして。これが燃やさないごみの中であれば、隔週の月曜日でいいわけです。それをわざわざ以外プラとして木曜日に持ってきているわけですね。木曜だったと思いたね。そうですね。隔週の木曜日。それは私は資源物だという認識で分別が行われているのだろうと思っていたのですが、ここの中に以外プラの売却代金、どこに入ってくるのかなと。それが本当に知りたいたところですよ。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時49分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時50分）

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） おっしゃることはよくわかります。これは、以外プラに関しては、再資源化しております。ただ、この売却代金に歳入として成り立つというのかな、歳入としては確かにこのRPFみたいにして、燃やす材料としてはなるのですけれども、その部分の再商品化したときの歳入と歳出の処理量との歳出の差で、その歳入までにはならないですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○環境課長（長谷川 幸君） ああ、そう、そう、そういう話になりますね。相殺するとこの資源物売却代金のほうには入ってこないという言い方。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） この代金に入ってこなくても別に構わないです。むしろ有料でも処理をしてもらっていて、リサイクルが行われたって、それはそれで結構なのです。ただ、確認したかったのは、とにかく以外プラとして分別しているものに関してきちっとリサイクルがされているのかどうか。されていないで、燃やさないごみと一緒にしていたら分別する意味ないわけです。ここで表現が出てこなかったの、そこを確認したかったのです。そこをお願いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 議員おっしゃる意味よくわかりました。これは、業者としては栃木県にある関商店という会社に再生原料とするのと、あとは固形燃料とするということで、再資源化というふうにして出しておるところでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時52分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時54分）

◎第6次定員適正化計画について

○議長（井田和宏君） 協議事項5番、第6次定員適正化計画について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） お忙しい時間をとっていただきまして、ありがとうございます。総務課では2点説明させていただきます。

まず、第6次の定員適正化計画を定めましたので、その計画の概要報告ということでございます。よろしくお願ひいたします。お手元のほうにA4の紙をお配りしていますので、これによりまして、概要について説明させていただきます。

まず1番、定員管理の推移でございますが、これは平成26年度から31年度までで、26年度は296.1人から来まして、31年に276人という、実態的には定員はこのような形になっているというふうなところでございます。この内容につきましては、基本的にはこの下に書いてございますけれども、給食センターの調理の業務の委託ですとか、第二保育所の民営化、それからごみ処理広域化等により、職員が減ってきたというような状況でございます。

2番の計画の進捗状況でございます。第5次の定員適正化計画改定版によりまして、定員を適正化してきたわけでございますが、計画数が平成27年度293人、平成31年度270人の予定で定員の適正化を図ってきたところでございますが、実際の職員数につきましては、平成27年度が299名、平成31年度が276名ということで、実際の計画よりも6名ほど多い状況で、計画どおりには達成はできなかったというのが現実でございます。このプラス6人に関しましては、スマートインターチェンジの進捗、それから企業誘致の業務量の増、それからオリンピック・パラリンピック、芸術文化等新たな行政需要に基づきまして、職員の配置が必要になったというのが実態でございます。

それから、これからが第6次定員適正化計画の内容でございます。まず、この職員の増減計画でございますが、町としましては平成31年度276名のものを令和6年までに270名にするというのが計画の内容でございます。

まず、減員となっていく部分に関しては、オリンピック・パラリンピックの終了に伴う部分、それから統一地方選挙が一旦終了する部分、それからスマートインターチェンジの業務が終了する内容、それから今後アウトソーシングを進めていく中での職員の減員中でございます。

増員となる理由につきましては、専門職の欠員がまだございます。その辺の部分の採用が必要になってくる部分、それからオリンピック・パラリンピックの今後の増の部分と、総合計画の策定時の職員の増、統一地方選挙がまた4年に1度ございますので、その分の増というのが増員理由でございます。これをプラス・マイナスしまして、最終的には270人に持っていくというのが計画の内容でございます。

今ご説明したとおり、2番の目標職員数については276人を270人にする6人の減員でございまして、削減率は2.2%というような状況でございます。

4番で採用の計画でございますが、この数字に合わせまして採用計画を定めまして、退職者の数というのはなかなか再任用等もございまして、確定はできないものでございますけれども、退職者の70%で積算をしているところでございます。それでいきますと、下から2番目の数字、新規の採用につきましては、令和2年が9名、3年が4名、4年が7名、令和5年が3名、令和6年が2名ということで、25名の新規採用職員をこの計画の中で実施していくというような状況でございます。

以上が定員適正化計画の概要でございます。

○議長（井田和宏君） ただいま第6次定員適正化計画について説明をいただきました。

質問がある方は挙手にしてお願いいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません。今お話ししている採用計画のこの退職の定年等のところなのですが、これを見ると令和元年度で10人となっておりますよね。こちらの定員適正化計画の5ページの職員の年齢構成を見てみると、31年4月1日現在で定年間近の方が7名なのですが、ここの3名の差というのは何かあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 忠平です。お答えいたします。

こちらのほうの定年等というのは、定年者だけではなくて、そのほか派遣の終了だとか、その他自己都合の退職等含まれての数で、今把握している数がこの数字だということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

計画のほうの中の5ページで、先ほどと同じ図なのですが、表で、47歳から39歳のところが極端に今人数が少ないとなっていると思うのですが、以前もそのところが問題になって、今後そういった年齢のところもうまくやっていきますということだったのですが、その辺の計画についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 忠平です。お答えいたします。

現在、採用につきましては、新規卒業者だけではなくて、民間経験等のそういう民間の経験を持った方を採用をここ数年実施をしているところであります。なかなか現状では40歳までの採用を実施をしているところですが、うまくその辺で補填をしていこうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしましたら、今後もこのところはしっかり新規採用も含めてやっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 基本的にはそういうことでございますが、年齢の平準化というのは、なかなか難しい状況ではございます。ただ、業務の内容に応じて、なるべくそういう方向に持っていくというところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今のお話と同じなのですが、令和5年度から新規が3人、翌年6年度は2人、3人とか2人というのは非常にやっぱり構成、どんな会社、企業でも一緒ですけれども、やっぱり同期で支え合うというのは実はあるのですよ、現実には。それから、これだけの人数しかないということは、いろんな部署を経験させるということも難しくなる。少ない、1カ所か2カ所ぐらいだったらいいのですが、そうはいかない。庁内にはいろんな部署がありますから、できるだけ多くの部署を経験させて育てていくということからも、この人数だと無理だと思うので、そこをどう考えていくのかお願いします。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 忠平です。

毎年いろいろ都合により、早期退職者もいますし、再任用職員につきましても、途中でおやめになる方もいらっしゃるのですが、その辺で毎年計画よりも多い採用をさせていただいている現状があります。今後もその辺で少しでも若い人の採用を確保していきたいというふうに考えておりますので、ただ人数的にはこの計画

の中の範囲内でやりくりをしていこうというふうを考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 予定外の人数が退職したという場合には、その若い人たちというのはわかるのですが、そうすると職員の年齢構成見ても、25歳1人ですよね。23歳2人、その後、1人、1人、1人とありますよね。今のお話でできるだけ若い人たちというのがここら辺全然達成されていないなど。やっぱりできるだけ若い人を採用してそのいろんな経験を積んでいただいて、将来の幹部ということが本来あるべき姿なので、そこら辺をぜひちょっと今のお答えでいくと、これ構成とお答えが食い違うなど。ですから、定年あるいは再任用でもやめる人はいるだろうし、そういう人たちがあって、欠員というか、補充できる場合には若い人を優先的にオペレーションして行ってほしいと思いますが、どうでしょう。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 今いただいたご意見を踏まえまして、なるべくこの平準化を図るために、へこんだ部分に関しては採用を優先というわけにはなかなかいかないのですが、考え方としてはその辺を整理していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この計画では6人減ということになっておりますけれども、実際に今残業をかなり行っている課があると思うのです。こういった残業というのを減らすということが求められてきていると思いますけれども、こういった職員を減らすことで、今の現状の残業というのは減らすことができているのかどうか、その辺どのように考えているか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 先般の議会でもその残業時間の上限等を設けさせていただきまして、その辺を適正化を図っているところでございます。現状でその辺の推移を見つつ、業務を実施しておるところでございます。今後も残業がまだまだふえるというようなことになると、非常にそれは逆行しているところでございますので、その辺もここ数年の推移を踏まえつつ、残業がなるべくないような部分で職員採用もしていきたいと思っています。その際にはまたこの定員適正化計画に関しましても、一定の改定等も考えておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） はい、わかりました。今のお返事では、そういった残業を今以上にふえないようにしていくということで見守っていくということで、ぜひ残業が余りにも多い課がありますので、やっぱりその辺は考えていただいていると思います。

また、地球温暖化による異常気象ですので、災害とか、熱中症とか、また新たなそういった問題点も出てくると思うのです。そういうところにも対応していかなければならないので、そういった点からも余り職員を減らすというのはどうかなと思うのですけれども、職員をふやすということも考えていくべきだと思うの

ですけれども、その辺はどういうふうに思いますか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 基本的には適材の人数というものを考えての定員適正化計画でございますので、現行の業務をひどく苛酷な仕事にはならないようにしつつ、必要な定員を雇用していくという考え方でやっておりますので、そういった部分で単にふやすという形では考え方がちょっと厳しいかなとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、今述べたようなことがあって、町民のやっぱり安全・安心、暮らしを守るということでは、大分職員というのは住民から期待されていると思うのです。ですから、やっぱりそういう信頼を得るためにも、住民にとって生命にかかわる問題とか、そういったことも今後考えていかなければいけないので、そういったことを加味していきながら、適正化計画をやっていくということで、そのように捉えてよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 住民の生命を脅かすような減員でもって対応するというような考えは全くございませんので、その辺は適した人数でやっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ご説明いただき、ありがとうございます。

私はちょっと自分で一般質問した件でちょっと気になるところがありましたので、実は障害者雇用率なのですけれども、今現在障害者雇用率、三芳町は満たしているという答弁をいただいております。しかしながら、今後その率も減っていくだろうと。何か考えなければいけないのだというような答弁もいただいていた中で、この適正化計画の中に、この障害者雇用率の件についてどのように盛り込んであるのかなと思って見ていましたら、3ページに障害者雇用については適正化計画とは別に雇用率達成を維持するための計画的な採用を実施するというふうに書かれているのですが、これは目標が令和6年度の270の中にどのようにあらわれてくるのか、ここに含まれての雇用率になるのか、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 今、議員がおっしゃったとおり、3ページに障害者雇用については、ちょっと別途定めるというような形になっておるところでございます。当然障害者雇用につきましては、その雇用率を満たさなければならぬところでございますが、基本的にはこの中に維持しつつ考えていくというのが整理のこの定員適正化のあり方だと思っておりますが、ただその障害者雇用をどの程度やっていくかという部分については、また別途それはきっちり定めたいと思っておりますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。現状ではちょっと雇用を満たしているということですが、将来的におっしゃるとおりどうなるかわかりませんので、もう早目にその辺は対応してまいりたいと思っております。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 現在は満たしているという答弁でしたので、きょうの答弁もそういう感じなのですが、いつごろから満たさなくなるという、今計算上はいつまでにこのしっかりとした計画をつくらなければいけないというふうに思われているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 現状雇用率は達成しておるのですが、ここ二、三年のうちは何とかそれを、ただこれ母数のほうの職員数でかなり変わってくる部分もありますので、先ほど課長の話もあったとおり、今後その辺の計画を考えながら設定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

4ページの今後の職員構成状況というところのうちで、定年退職者の状況ということで、保育士のところが令和5年までに5人退職というふうになっているのですが、町立保育所もありますし、この5というのは今後も採用していくというふうに考えていいのか、それともほかに何か考えがあるのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 保育士の採用につきましては、今年度も募集を実施をさせていただいているところです。現状を踏まえながら必要人数を確定しながら採用を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で第6次定員適正化計画についてを終了いたします。ありがとうございました。

◎会計年度任用職員制度等について

○議長（井田和宏君） 続きまして、協議事項6番、会計年度任用職員制度等について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） それでは、お手元に配付しました会計年度任用職員制度等について、その下に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年）というものがございます。そちらを説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、地方公共団体における臨時的任用、臨時的職員、非常勤職員の現状でございますが、これはうちということではなくて、地方自治体の現状と課題ということでございます。これらのものは非常に増加を続けてございまして、地方行政の重要な担い手になっているところでございます。

また、ただその臨時的任用、臨時職に関しましては、任用の根拠ですとか、勤務条件がかなり曖昧で適切な運用がなされていないというのが日本の全体で自治体の部分では起きているという状況でございます。

また、特別職として任用された者についても、その守秘義務等の服務技術がどこまで適用されているのか、あるいはその辺がどうなっているのかという部分で、非常に課されていない者が存在したりするところで、

これら3点が臨時的任用、特別職、非常勤職員等に対していろいろ自治体で課題になっているというのが国の考え方でございます。

今回のこの地方公務員法と地方自治法の改正でございますけれども、その法改正の趣旨でございますが、1番の現状と課題を踏まえまして、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するのが1点、それから会計年度任用職員という新たな制度に関する規定を設けまして、採用や任用等の明確を図ることが1点、それから会計年度任用職員に対する給付についての規定の整備を図るとというのが1点、これら3点が主なこの法改正の趣旨となっているところでございます。

それでは、その法改正の内容につきまして説明させていただきます。まず、3の(1)、特別職の任用の適正化ということでございます。これは、地方公務員法の3条3項3号の改正がございまして、今まで特別職とは、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職という形で定められていたものでございますが、これに括弧書きが追加されました。専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限るということで、特別職がかなり限定されたというところでございます。

この今般の法改正を受けまして、三芳町として影響が出る特別職でございますが、この四角の枠の中に書いてございます。現行でうちのほうでは、非常勤嘱託員、嘱託保健師からずっと来まして、社会教育指導員まで、これらの者が特別職で任用されていたわけでございますが、これらはこの特別職に当てはまらないということで、会計年度任用職員という形で、任用がえをする予定でございます。それから、その下にあります行政連絡区正副区長、住民相談員、交通指導員等につきましては、特別職にも当てはまらないのですが、会計年度任用職員の任用条件にも当てはまらないということが出てきまして、これらの方につきましては、町との契約等に移行して今後も仕事をお願いしていくという形になろうというような考え方でございます。

それから、(2)、臨時的任用の適正化ということでございます。法第22条の3第4項の改正でございますが、今までの臨時職員という形ではなくて、この臨時的任用の職員というのは、緊急の場合または臨時の職の場合で6カ月を超えない範囲でのみ任用できるという形になりまして、細かい内容は規則で定めろということになってございます。ですから、この場合には、常時勤務を要する職員に欠員が生じた次の場合に限定されるということで、災害その他重大な事故のため、職員を採用等するまでの間、欠員できない緊急の場合。職員が災害等で死亡してしまった場合で、どうしても欠員が出てしまった場合ですとか、あるいは1年以内に廃止されることが予想されている臨時の職に関する場合のみ職員を採用するという形で、これらの職については常勤の職員という形でしかも今後任用はできないという形になりました。

そのようなことから、現行で臨時職員、臨時的任用職員と呼ばれている者たちにつきましては、会計年度任用職員へ移行する必要が出てまいりました。この現行の臨時的任用職員につきましては、この四角の中でございますが、任用勤務条件の適正性を精査して、会計年度任用職員へ移行するというところでございます。平成31年4月1日現在、任用者数が214名おります。これらの人たちを任用勤務条件の適正性を精査して、会計年度任用職員に移行していく必要があるということでございます。

めくっていただきまして、それでは(3)、会計年度任用職員の採用、任用等についてでございますが、どのようなものかということでございます。これは、法22条の2に定められてございまして、会計年度任用職員の種類としましては、まずパートタイム職員、これは第1号会計年度任用職員というふうにお話をさせ

ていただいておりますが、通常の常勤職員の1週間当たりの勤務時間より短い時間で働いている者、フルタイムについては、通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの勤務時間と同じ時間で働いている者、この会計年度任用職員には2つの種類がございます。

それで、その採用勤務条件との比較を今までとの差で申し上げたいと思います。ここで、臨時的任用職員というのは、法改正後のことではなくて、法改正前の今の臨時的任用というふうにご理解いただきたいと思います。それが会計年度任用職員に4月1日から変わるわけですが、採用につきましては、今までには選考でございました。今後も選考あるいは競争試験で実施していく。任用に関しては、6カ月を限度として、更新を1年であったものでございますが、今後は1会計年度、1年度ですか、1会計年度で再度の任用が可能になっていくということでございます。

それから、条件付採用については、今までなかったわけですが、これがパートタイム、フルタイムとも1カ月の条件付採用になります。

それから、営利企業従事の制限でございますが、今まではちょっとはつきりしていなくて、規定がなかったわけですが、それを今後はパートタイムの職員に関しては、営利企業従事制限はなくなりまして、ただし、フルタイムに関しては、この制限を設けるということでございます。

それから、対価でございますが、今までは賃金という形で支給してございましたが、これがパートタイムにつきましては、報酬という形になります。フルタイムについては、常勤職員と同じ給料という形になります。

それから、昇給については、今まではございませんでしたが、今後は会計年度任用職員、パートタイム、フルタイムとも基本的にはその経験年数を踏まえた中で、給料表に基づき昇給をしていく仕組みになっておるところでございます。

それから、地域手当に関しては、今までございませんでしたが、パートタイム職員については、報酬の中に加味してお支払いをすると、フルタイム職員については、地域手当としてお支払いする形になります。

それから、期末手当につきましては、今までは報奨金1カ月だったものが、今後2.6カ月の期末手当をお支払いすることになります。

通勤手当に関しましては、今まで時間外手当であったものが、パートタイム職員に関しては報酬として支給、フルタイム職員に関しては時間外手当として支給するという形でございます。

休日勤務手当に関しては、賃金であったものが報酬、休日勤務手当として報酬、これも同じような仕組みでございます。

それから、支給日に関しては、今まで15日だったものが20日になります。

それから、退職金は、今までございませんでした。パートタイム職員についてもないのですが、フルタイム職に関しては退職金があるということになります。

このような形で、それぞれ今までの臨時的任用の曖昧であった部分あるいは対価に関しての不明瞭な部分だったものが会計年度任用職員という形になって、整理をされる形になっているところでございます。

続いて、次のページに行ってくださいまして、続いて会計年度任用職員に対する給付（報酬、給料等）の内容でございますが、この会計年度任用職員の職種ごとに給料表を設定しまして、それに基づき支給する形になります。区分につきましては、教育職、保育職、医療職及び福祉職あるいはそれ以外の上記以外の職と

いう形で、4区分に分けさせていただきまして、教育職、保育職につきましては、町の条例で今般提出させていただくものについては、1級の給料表、医療職、福祉職は2級の給料表、上記以外の職は1級の給料表を使わせていただく形になります。

それと、米印で内職相談員、消費生活相談員については、日給の額がこの給料表の額に当てはめると、ちょっと厳しい部分がございますので、別途定める形になります。

まず、それでパートタイム職員でございますが、報酬の額の決定でございますけれども、職種の区分に応じた給料表から月額、日額、時間額を換算しまして、基本額に地域手当を乗じて報酬の額を決定することになります。

フルタイムにつきましては、職種の区分に応じた給料表の額により給料を決定、これは職員と同様の決定方法でございます。

それから、支給につきましては、給料、報酬、手当の支給は、一般職の常勤職員の例により同様に支給するという形になります。

これらによりまして、影響額でございます。平成30年度の臨時的任用職員との単純比較でやってみますと、平成30年度の臨時職員が223名の賃金と報奨金でございます。この金額は、賃金が2億4,400万、報奨金が1,824万2,000円で、合計でおよそですが、2億6,224万2,000円の費用が負担でございました。これが会計年度任用職員に移行しますと、フルタイム職員の給料、パートタイム職員の報酬にパートタイム職員の地域手当を加味した額が2億5,155万9,000円、地域手当の197万6,000円は、フルタイム職員の地域手当として197万6,000円でございます。それから、期末手当が5,450万4,000円で、合計で3億803万9,000円でございます。今までの臨時的任用職員から会計年度任用職員に移行することに当たりまして、単純な比較でございます。今後その任用とか勤務条件の適正性を精査しまして決めていくこととなりますが、あくまでもこの数値でいきますと、費用負担が4,579万7,000円ふえるということでございます。現行の臨時職員1人当たりの今までの雇用の継続という形になるとすれば、およそ20万5,000円の増加が見込まれるのではないかと積算しております。

以上が基本的な今回の地公法と地方自治法の改正に伴いまして、うちが影響を受ける部分でございますが、最後のページが職員の給料表でございます。この1級と2級を利用して会計年度任用職員の給料表を定めていく形になるところでございます。この備考欄に書いてあるのが、現行の14万4,100円、月額の1号給、これを時給に換算した場合に地域手当を加味したものがこの額になっていくというような数字でございます。

一番裏側に現行にお支払いしている臨時職員の賃金単価がでございます。基本的にはこの賃金単価、時給分を踏まえた形で給料表の設定をしていくというのが基本になろうかと思っております。

以上で会計年度任用職員の制度について説明を終わらせていただきます。

○議長（井田和宏君） ただいま会計年度任用職員制度等について説明をいただきました。

この件に関しては議案でも上程をされているところでございますので、聞き漏らした点等を中心に質問のある方は挙手にてお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

説明では、町の臨時職員223名というふうに捉えていいのかなと思うのですが、そのうちの第1号

のパートタイムの方の人数と、それからフルタイムの人数では、内訳はどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 今、ちょっと資料がないもので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、フルタイムの臨時職員は15名ぐらいだったかと思うのですけれども、済みません。ちょっと資料がないので、正式な数字が出てこないのですけれども、申しわけありません。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと私は逆に第1号のパートタイムのほうが人数が少ないかなと思って、ちょっとお聞きしたのですけれども、それでは違って、フルタイムのほうが人数は少ないということで、約でいいのですけれども、15名で、では残りは、失礼しました。フルタイムのほうが人数が15名ということで少ないわけなので、多くはパートタイムの方というふうに捉えていいわけですね。失礼しました。私も最初そう思ったものですから、そうするとこのパートタイムの方々のほうが賃金から報酬になっていくので、かなり実際には受け取る金額少なくなるのではないかなというふうに心配をしたのですけれども、実際先ほどの説明ですと、会計年度任用職員になると、合計で3億強ということなので、その報酬や給料はふえるということだと思うのですけれども、パートタイムの人もそうすると前よりもふえるというふうに考えていいのですか。受け取る金額、報酬ですけれども、私は逆にこっちは減ってしまうのかなとすごく心配したのですけれども、その辺はどういうふうに捉えているかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 給料表の設定にもよるのですけれども、今回はその現行でお支払いしている金額があるわけではないですか。それに対してそこから設定を下げるという考えは基本的にはないので、それにプラスアルファ地域手当と期末手当が加算される形になるのが基本的なベースで今積算しておるところでございます。ですから、その積算でいけば減るということはあり得ませんが、現行の職員の方はそうなのですが、例えば新たに雇用する方、新規で雇用される方の給料表は1番、1号給から始まりますので、それが必ずしも今働いている方と同額になるということはちょっとない場合もあるというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後にしますけれども、先ほど言ったように、パートタイムのほうが当町は多いということで、私もそういうふうに思っていたのですけれども、それで実際そうなのですけれども、先ほど言ったように、賃金から報酬に変わるわけなので、それから時間外手当も報酬として支給していくということですし、休日勤務手当もそうなっていますので、賃金よりもそうすると報酬のほうが同じか、さもないければ現状の人たちは今まで以下になることはないというふうに捉えていいわけですね。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） はい、そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

議案でということなので、確認だけなのですが、資料の2枚目のところで、イの採用、勤務条件等の比較で、臨時的任用職員、今までは任期が6カ月で、更新1年というふうな記載になっているのですが、ということは現状6カ月ごとで任期を繰り返していたというような、更新1年ということで、1年しか延長が認められていないという、そういう意味なのでしょうか、それともあくまでその更新が1年ごとという意味なのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課副課長。

○総務課副課長（忠平 訓君） 現状の臨時職員につきましては、1任用期間が6カ月ということで、その年度内に更新をして6カ月で1年ということになります。会計年度任用職員につきましては、1回の任用で1年度の範囲内で任用ができるというふうに改正されたものでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項6番、会計年度任用職員制度等について終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時33分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時35分）

◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、報告事項に移ります。

まず、総務常任委員会より報告を求めます。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 総務常任委員会から1点のご報告になります。

前回の全員協議会でもご報告いたしました議場からの地震発生による避難訓練の進行表のほうで、これまで案ではあるのですが、一応改選後の新しい議員の方の名前を入れて作成のほうをしてみました。先ほど前委員長になるのかな、小松副議長のほうともお話ししたのですが、扉の開閉のほうを誰がするというのが以前記載があったように思っていたのですが、ちょっとそちらのほうは今回ないので、今後ちょっとそちらのほうはまた委員会のほうで協議した上で記載する、しないも含め検討していきたいというふうに思います。

ちょっと各会派のほうには事前にお伝えはしてあるのですが、この進行表をもとにきょう時間があればというふうに考えてはいたのですが、時間内ではどうにかできそうなので、できればこの後、全員協議会終了後にはなると思うのですが、本会議場のほうに移動をして、一応担当分けをしてありますので、その確認、分担してある確認だけをきょう本日させていただければなというふうに思っております。

以上になりますけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（井田和宏君） では、この後、終了後ということですね。

○総務常任委員長（久保健二君） そうですね。

○議長（井田和宏君） 直ちにですね。

よろしいですか。

事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 済みません。ちょっと訂正漏れなのですけれども、進行表の議員の行動の一番上の安全・避難路確保のところ、議員の行動で議長の「暫時休憩」の発生後、井田議員となっておりますが、こちらは林議員に訂正になります。申しわけございませんでした。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、全員協議会終了後、実際議場に行ってということですか。

○総務常任委員長（久保健二君） はい。

○議長（井田和宏君） 議場に行って確認をしたいということなので、よろしく願いいたします。

以上でよろしいですか。

○総務常任委員長（久保健二君） 総務常任委員会からは以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 今、総務常任委員会から報告がありましたけれども、質問のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で総務常任委員会からの報告を終了いたします。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会から報告を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 議会広報広聴常任委員会から報告いたします。

今月末から始まる定例会のチラシについてですけれども、いつもどおり1人50枚という部数用意させていただきます。もっと欲しい場合は1人最大200枚まで用意できますので、こちらの希望枚数ふやしたい方は申しわけないのですけれども、きょうじゅうに事務局にお伝えください。チラシのほうですけれども、来週の月曜日、26日に印刷するので、26日の夕方16時以降でしたら用意できると思いますので、そこでレターケースにとりに来ていただければと思います。

また、定例会のポスター、こちらは今の埼玉県知事選の掲示板がある関係で、なかなか張れていない方もいらっしゃると思うのですけれども、選挙で掲示板が撤去されたら貼付をお願いします。また、いつもどおり閉会后速やかに外していただきたいのですが、今度その後、議会報告会、ふれあい座談会のポスターとの張りかえという形でお願いしたいと思います。この報告会のポスターにつきましては、定例会が終わるまでに作成して、レターケースに配付いたします。

以上となります。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ただいま議会広報広聴常任委員会から報告がありました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を終了いたします。

◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会から報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

皆さんのお手元に発議第3号 三芳町議会基本条例の一部を改正する条例というのがあるかと思しますので、ごらんいただきたいと思えます。議会運営委員会で協議をした結果、基本条例の改正を行います。改正に当たりましては、改選後の議員の研修と議会運営委員会での見直しを経まして、協議の結果、改正をするということになります。

新旧対照表、一番最後のページをごらんいただきたいと思えます。では、ちょっと順番が逆になりまして、一番下から、第21条から説明をしたいと思えます。「議員報酬の改正にあたっては、」という現行法が始まるのですが、まずこの点で今皆さんのところには棒線、アンダーライン引いてあるのが「議員報酬の改正にあたっては、」まで入っていると思えます。「は、」です。ただ、2行目でこの「は、」が入っていますので、この1行目のほうの「は、」は削除していただきたいと思えます。ダブっていますので、この点は修正をしたいと思えます。

21条について何が問題かということ、議員報酬の改正に当たってはということで、議会が出す場合もしくは町長が出す場合、両方において文章の中盤以降、「町民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度を十分活用して決定するものとする」というふうに取り決めがありますので、町長提案の場合でもそういうことをしなければいけないというふうに読み取れてしまうので、これに関しては時間的な都合とかもございしますので、なかなか難しいというふうに考えられます。これを改正するのが左側、改正案のほうですけれども、21条2項のほうで「委員会又は議員が議員報酬の改正議案を提案しようとするとき」というふうに条件をつけるような形で、あくまで議会から提案をする場合には、そういった参考人制度、公聴会制度を十分に活用するという規定になります。これに関しましては、ほかの自治体議会の基本条例等を参考に、全部で6案サンプルというか、作りまして、その中でいろいろ協議をして、このような形になりました。あくまでも今、議会のほうでは委員会か、または議員が発議ができますので、委員会または議員が議員報酬を改正しようというふうに決めるときには、住民の意見をよく聞いて、将来予測もしっかりして提案をしましょうということになります。

この21条の改正を受けまして、20条とのバランスを考えなければいけないということで、20条のほうの現行のほうで、2項、「議員定数の改正に当たっては、行政改革の視点だけではなく」というところから始まるのですが、これについても21条第2項と同様に、「委員会又は議員が議員定数の改正議案を提案しようとするときは、行財政改革の視点だけではなく」というように改正をしたいと思えます。こちらに関しましては、20条2項の現行では、「行政改革」という文言だったのですけれども、21条と合わせるために「行財政改革」というふうにしたいと思えます。

それと、今回改正するに当たりまして、以前から提案されておりました第5条第4項の「市民参加」という部分を「町民参加」に改めるものであります。

以上が基本条例の改正の内容となります。これに関しましては、これで問題ないということであれば、8月30日開会日初日に発議をして、改正の手續をしていきたいと思っております。基本条例にあるように、仮に全員が賛成であっても、しっかりと内容の説明をしなくてはならないとなっておりますので、同様の説明等はこれからしていきたいというふうに思います。

ただ、一応8月2日だったかな、議会運営委員会でこのように決定をしまして、決まりましたので、このとおりにしていきたいのですけれども、何か疑問等があれば受けたいと思っておりますが。

○議長（井田和宏君） 1点ずつ。

○議会運営委員長（菊地浩二君） とりあえずこれについては。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） まだありましたか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 3時45分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時46分）

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ちょっと修正があります。皆さんにお手元にお配りしたこの発議第3号のめくっていただいて2枚目のほうの表、新旧対照表の表側です。こちら側が新旧対照表と合っていない部分がありますので、合わせるような形で修正をして、また議案書をつくりたいと思っております。内容としては、この新旧対照表どおり……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 逆。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 新旧が間違えている。新旧が間違えている。どこを間違えているか。

〔「改正議案を提案ではなくて、改正を提案と」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 済みません。「改正議案を提案しようとする」ではなくて、「改正を提案する」。この改正議案を提案するというのはどうなのかというのがたしか例規から来たのだけ。来たと思っております。この「議案」は要らないのではないかとということで、この説明文のほうのとおり、「委員会又は議員が議員の報酬の改正を提案しようとするとき」、このほうがシンプルでいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井田和宏君） それでは、基本条例の改正について今説明をいただきました。

質問がある方は挙手にてお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、続きまして、政務活動費の件についてご説明をお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） それでは、引き続きまして、議会運営委員会より報告をいたします。

政務活動費収支報告書として皆さんにお配りしていると思います。これは、あくまでサンプルですので、ご了承というか、ご理解をいただきたいと思います。

まず最初の収支報告書に関しては、特に今までどおりとなりますが、次の整理簿です。整理簿に関して多少各議員さんによって書き方が変わってくるので、これを統一しましょうということも含めまして、このサンプルをつくりました。最初の収入、残金の1行目は大体変わらないと思いますが、今期に限っては、新人の議員さんは5万5,000円となります。それと、交通費なのですけれども、これはとりあえず、とりあえずではないですね、しっかり決めましたので、往路、復路を分けてご記入をいただきたいと思います。それと備考欄に関しては、研修費とか、調査研究費等の1枚目の報告書の科目どおりを書いていただくと、後でわかりやすいということでもあります。

それと、基本的には領収証があるものに関しては、月日、月日は領収証どおりにしていただいたほうがよろしいかと思えます。

分割支払い分ですけれども、初年度のほうは領収証が出るので、その領収証の日付、2年目以降は基本的にこの整理簿はその都度書くというのが原則でありますので、この整理簿記入の日を分割支払い分は書いていただきたいと。わかりにくい方は同じ会派の議員に聞いていただければわかりやすいかなと思えますが、要するに今まで2年目以降の分割に関して、月日、月日をいつにするかという取り決めもなかったと、どうしたらいいのでしょうかということもありましたので、ルールに従いまして、整理簿記入日ということでご理解をいただきたいと思えます。要するに逆に言えば余りルールはないのですけれども。

それと、一番下の部分、合計欄を書きました。収入、支出、残金、マイナスの部分は黒塗りの三角をしていただくようお願いします。この合計欄が記載がない方も結構いらっしゃいましたので、今年度からしっかりしていきたいと思えます。

続いて、次のページになりますけれども、領収証、これに関しましては、縮小も拡大もせずに、等倍のまま全体がしっかり見えるような形で張りつけをお願いしたいと思います。あと、かすれていたり、薄くて読めなかったりというのは証拠にはならないので、しっかりと濃くしていただくのは大丈夫ですので、濃くしていただいて、誰もが見えるような形にしていきたいと思えます。この領収証に関しては全部、領収証出るものに関して全部張りつけをしてください。

領収証がないものに関しては、次の支払証書のほうで記入をお願いします。特に交通費になるかと思うのですが、電車の運賃を駅から駅までとICカード使用のためと支払い先というのをご記入をいただきたいと思えます。これに関しても基本的には往路、復路で分けていただく。2月1日のが往路、往路になっていましてけれども、下のほうが復路です。バスに関しても領収証が出ないということで、こちらにご記載をいただきたいと思えます。

それと、次が分割支払計画書になります。これは、4年間でやっていますけれども、2年でも3年でもいいと。ただし、任期、議員の任期まで、当然そうなります。

最後になりますけれども、政務活動で調査をした場合、政務活動報告書を出していただきますけれども、

こちらに関しては特に今まで問題になったこともないので、現行どおり、なるべくわかりやすく書いていただければ住民の方も見ていただいて、どういう活動しているのか、よくわかるかと思しますので、その点もあわせてお願いしたいと思います。基本的には全部公開をしていきますので、公開しても大丈夫なようにしっかりと記載をしていただきたいと思います。

説明については以上です。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

政務活動費の報告書等について今説明をいただきました。

質問がある方は挙手にてお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

済みません。ただいまの支払証書の部分になる、というか、その前の領収証のところもそうですね。領収証のあるものは、発行できるものは張りつけるということでしたが、電車運賃、ICカード使用はこれはいいのですけれども、切符を買った場合、領収証出ますよね。以前丁寧にその交通費の領収証をつけたら、これは不要、要りませんというふうに議運のほうで判断されたのですけれども、その場合、近距離ですとICカードですけれども、遠距離になると切符を買うようなことが出てくると思うのですけれども、その場合やはり交通費は領収証要らないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

基本的には領収証があれば、それは全部出していただく。ただ、不要だとした場合のは、多分交通費と宿泊費等を全部旅行代理店で押さえてしまって、その領収証があった場合には、そちらのほうだけで大丈夫です。二重で領収証を出す必要はないということではないかなと思います。基本的には出してもらう。ただ、例外として出ないものに関してはこういう支払証書で書いていただくということです。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません。分割の関係なのですけれども、分割支払いですか、これは実際に分割していなくてもという意味でよろしいのか。これは、5万円だったら一発で落とせますよね。それをわざわざローンで買ったわけではなくて、年度ごとに自分勝手、自分勝手という言い方はおかしいのですけれども、自分のいいように分けて記載していいという意味なののでしょうか。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

議運のときに出なかったでしたっけ。基本的には政務活動費は年間6万なので、例えば5万なら範囲内だからいいという考えもあります。逆に6万のうち5万を全部使ってしまったらほかのものが計上できないとなるので、ほかのものも合わせて出すという考えの方もいらっしゃるかと思います。基本的にこういう機材というのも1年だけで使うものではないので、その使う期間に分けて出していただくということでこののが始まりましたので、その出し方に関しては各議員さんの考えで大丈夫です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 済みません。今のなのですけれども、例えば6万円で、そのうちの5万円をそういった買ったときにその年に全部使おうということで買ったのだから、使うのは実際何年も使うのですけれども、それをあえて分割にというのは、何かその議員の都合でやっているみたいな気がしてしまうので、本来その6万円以内で、5万円で処理できたのならば、その1年で領収証もそれになるので、そういうふうにしたほうがいいと思うのですけれども、あえてそれを3年、4年に分けなくても、それはその人の議員の考え方もかもしれないけれども、最初言ったように、無理にそこに持っていく必要はないと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

この分割の支払いを可能にするというときにも、そういう話は出たと思います。ただ、あくまでも少ない中で1期4年という中で政務活動費をどう使って、それを議員活動、議会活動にどう生かせるのかということ考えた中で、この分割での請求というのができましたので、今の話、そう思う方はそうしていただいて結構ですし、何年で、4年以内で分割したいという方は、そちらのもうその制度を使っていただければと思います。これに関しては強制するものではないです。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと戻ってしまって申しわけないのですが、議会基本条例のほうで質問があるのですが、いいですか。

○議長（井田和宏君） はい。

○議員（山口正史君） 先ほど説明で、「改正議案を提案しようとするときは」というのを「改正を提案しようとするとき」に変更ということは言われましたよね。それで、これ見ると、「委員会又は議員が議員の報酬の改正」、議員定数も同じですが、「改正を提案しようとするとき」、これどこへというのはないのです。その前の原案というか、ときは改正議案でしたが、あくまでも議案というのは議会に対してですけれども、それが取り外されるとどうなるかということ、もし議員がある委員会に、ある委員会って、これ検討するのは多分議運だと思うのですが、議運に改正を提案しようとするときも参考にせよとの活用、公聴会制度ですね。十分に活用するものとする。提案するときにもう既にしなければいけないというふうにもとれるのですが、むしろ議案は残しておいたほうが、どこへというのがはっきりしますから、いいのではないかと思ったのですが。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

(午後 4時02分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 4時02分)

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

これに関しましては、議会運営委員会の中では、今おっしゃったとおり、この新旧対照表のとおり、「改正議案を提案しようとするとき」というふうになりました。議案の提出なので、例規のほうに回して、その文言の整理をしますということで、例規のほうでこういうふうにしてきたというか、提案がありました。条文上はこのほうが正しいのかなというふうに考えておりますので、このように例規のとおり「委員会又は議員が議員の報酬の改正を提案しようとするとき」としたほうがよろしいのではないかなと思っています。

どこに出すのかなとかといっても、もうそれは議会としてやるべきことなので、そこを変なふう突っ込んでくることはないとは理解していますけれども、特に問題があるとは思えないのですが。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で議会運営委員会からの報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長（井田和宏君） それでは、その他のほうに移ります。

まず、その他、事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 済みません。お手元に配付しております平成30年度決算書の写しをごらんいただきたいと思います。

平成30年度の議会費に関する一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、33、34ページ、款19諸収入、項5雑入、目5雑入、節1雑入の一番下です。上段のほうの一番下、本人負担分、雇用保険料88万2,070円のうち、議会事務局分は予算額3,000円に対して収入済額3,289円となります。

歳入につきましては、以上になります。

続きまして、歳出につきましては、次をめぐっていただきまして、37ページから40ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費であります。当初予算額1億2,857万3,000円に対し、補正額は100万9,000円の減、予算現額1億2,756万4,000円となり、支出済額1億2,582万3,860円、不用額は174万140円、予算執行率98.6%となりました。

それでは、節ごとに説明いたします。節1報酬でございますが、当初予算額4,699万4,000円に対し、補正額は100万8,000円の減、予算現額4,598万6,000円、支出済額4,556万1,929円、不用額42万4,071円です。補正の要因につきましては、議員1名が11月30日をもって辞職したため、12月以降の4月分25万2,000円掛ける4カ月イコール100万8,000円を減額したものであります。また、不用額の要因は、本年2月15日をもって当時の議長が辞職したこと、または政治倫理審査会2万2,000円に対する審査の請求がなく、審査会が開催されなかったため、42万円ほど残ったものであります。

節2給料は割愛させていただきます。

節3職員手当等ですが、当初予算額2,875万円に対し、補正額は11万6,000円の減、旅費から流用1,000円、予算現額2,863万5,000円となり、支出済額2,863万2,656円、不用額は2,344円となりました。補正の主な要

因は辞職に伴い、議員期末手当の減並びに職員の勤勉手当支給率変更によるもの等であります。流用は3月議会において時間外勤務を行い、手当支給に不足が生じたため、旅費より1,000円流用して対応したものであります。

節4共済費ですが、当初予算額2,188万8,000円に対し、補正額は6万円、予算現額2,194万8,000円となり、支出済額2,194万6,940円、不用額は1,060円でした。前年度と比較しますと議員共済会負担金の負担率が29年度100分の39.7に対し、30年度は100分の38.2、1.5ポイントの減となり、67万5,000円ほど減となりました。

節7賃金ですが、当初予算額97万9,000円に対し、補正額は3万6,000円、流用が旅費から2,000円で、予算現額101万7,000円となり、支出済額101万6,790円、不用額は210円でした。補正につきましては、平成30年10月より臨時職員の時給が880円から900円に改定されたため、対応したものであります。また、流用は3月議会最終日の議案の準備等で時間外勤務を行ったため、不足額が生じたことから対応したものであります。

節8報償費ですが、当初予算額22万3,000円に対し、補正額は4,000円、予算現額は22万7,000円となり、支出済額20万2,000円、不用額は2万5,000円でした。補正につきましては、臨時職員の特別報奨金を賃金同様、時給の改定に伴い対応したものであります。

節9旅費につきましては、当初予算額25万3,000円、流用額は時間外勤務手当1,000円、賃金へ2,000円、予算現額25万円、支出済額12万7,647円、不用額12万2,353円となりました。不用額の要因としましては、議会運営委員会の所管事務調査を宿泊ではなく、日帰りとしたため、普通旅費が2万6,000円、費用弁償が9万5,000円ほど不用額となったものであります。なお、議会広報広聴常任委員会の所管事務調査は予定どおりバスを利用し、寄居町と山形県川西町に視察に行きました。

節10交際費につきましては、当初予算額27万円に対し、支出済額17万8,500円、不用額9万1,500円となりました。

節11需用費につきましては、予算額286万9,000円に対し、支出済額285万5,531円、不用額は1万3,469円となりました。

節12役務費につきましては、こちらは全額郵送料となります。

節13委託料につきましては、予算額587万3,000円に対し、支出済額519万7,474円、不用額67万5,526円となりました。不用額の主な要因は会議録作成委託料のうち、委員会の会議録作成を常任委員会においては、請願等があった場合のみ委託し、通常の常任委員会や議会運営委員会においては委託せず、要約の会議録としたため、予算は362万9,000円でしたが、298万800円の支出となり、64万8,200円の不用額が生じたものであります。

節14使用料及び賃借料につきましては、予算額381万3,000円に対し、支出済額が355万814円、不用額26万2,186円となりました。議会運営委員会の所管事務調査のバス借上料を予算化しておりましたが、公用車で対応したことから、支出しなかったため、不用額が生じたものであります。

節18備品購入費につきましては、予算額18万4,000円に対し、支出済額は18万539円、不用額3,461円となりました。既存備品の老朽化に伴い、本会議録画用DVDレコーダー2台とデジタル一眼レフカメラを購入いたしました。

次ページ、39ページ、40ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金につきましては、予算額219万2,000円に対し、支出済額207万5,350円、不用額11万6,650円となりました。県及び郡議長会負担金

並びに県外視察負担金等と政務活動費になります。不用額の要因につきましては、政務活動費において7名より政務活動費の返還11万6,650円があったことによるものであります。

以上が議会費に関する概要説明となります。よろしく申し上げます。

○議長（井田和宏君） 今、事務局より議会費について説明がありました。

聞き漏らした点等があればお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） その他ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） では、私のほうからまず何点かございまして、1点が町長より全員協議会での対応についてということで依頼が来ております。内容のほうは確認していただいたでしょうか。この取り扱いについてどのようにするか、お諮りをさせていただきますが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これは、配付のみで、配付だけでいいのかなと思うのですけれども、配付だけではだめなのですか。

○議長（井田和宏君） はい、ありがとうございます。

○議員（吉村美津子君） できれば、議会に対して結構今の町長は提出される回数が多いので、余りこういうのは提出しないほうがいいのではないかというふうなことは一言言ってもらえればいいけれども、配付でいいのではないかと思います。

○議長（井田和宏君） いろいろなご意見があると思います。ただ、やはり全員協議会がこのところ長時間かかっているという現状もございます。全員協議会のあり方等については、考えるべきところがあると思いますので、この件についてはこれから党派連絡調整会議も藤久保拠点の件について、その場で諮ろうと思っておりますので、この件についてもあわせてご意見をいただいて、取り扱いのほうを決めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、そのように進めさせていただきます。

そして、もう一点が議案の撤回がございました。補正予算の第3号が撤回となって、新たに第4号として提出をされる予定でございます。それは参議院議員選挙におけるその選挙費の件が追加をされる。あわせて専決で報告事項とします。それも上がってきますので、それがちょっと追加となるということでございますので、それはあしたの議運の中で取り扱いについてまた決めていただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 続きまして、その他の3番目は、次回なのですが、次回につきましては定例会中に開催をさせていただきますので、あすの議会運営委員会で日程については決定をしますので、決まり次第、皆様方に全員協議会の日程についてお知らせをしますので、その辺についてはご了解をいただきたいと思えます。

私のほうからはその他については以上でございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項、報告事項、その他について全て終了とさせていただきます。
事務局のほうにお返しをいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、小松副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様大変お疲れさまでございました。

早朝から本当にもう夕方4時になっていますけれども、長時間大変にありがとうございました。

また、きょうの午前中は廣瀬先生と貴重な懇談の場ができたかなというふうに思います。先生からいただいたご意見をもとにこれからまた協議を進めてまいりたいというふうに思います。

本当に季節が大分涼しくはなってきましたけれども、まだまだ暑い日が続いておりますので、議会開会前でございますので、皆様体調に十分留意されて議会活動を進めていただければと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

（午後 4時16分）